

英文要旨

A copy of translation with notes of Chun-qiu Fan-lu zhu-lin.

*¹ Tomotsugu SAKAMOTO

*² Miki ZAIKI

It is said that Chun-qiu Fan-lu (春秋繁露) was written by Don Chong-shu (董仲舒) in Han (漢) period. This Paper is a translation, annotation and consideration of Chun-qiu Fan-lu zhu-lin (竹林).

キーワード

措辞 不戦 常法 権 法辞

*1 香川高等専門学校高松キャンパス一般教育科

*2 比治山大学非常勤講師

『春秋繁露』訳注稿 竹林篇

凡例

- 一、本訳注は『春秋繁露』の「竹林第二」に対して訳注を施したものである。
- 二、本訳注は蘇興の『春秋繁露義證』(宣統二年長沙刊本)を底本とし、原文と【校記】【書き下し文】【注】【現代語訳】から成り、内容によって適当な段落に区切つたものである。
- 三、各篇の冒頭には簡単な要旨を述べて読解の便に供した。
- 四、原文は極力底本の文字を用いるようにしたが、写植文字の制約により、原文とは異なる字体となつた文字もある。
- 五、原文を改めた場合は、原本の文字は（）で示し、校訂及び増補した文字は〔〕で示す。その詳細は【校記】で述べる。
- 六、【書き下し文】は校訂・増補した原文に基づいて書き下した。
- 七、【書き下し文】では、脱文の字数が不明の場合は、……で示し、特定できる場合は□を一字として示す。
- 八、【現代語訳】では、補訳は（）で示し、補注は〔〕で示す。
- 九、校記及び注で言及する書名・人物は次の通りである。
 - ① 宋本 宋嘉定四年江右計臺刻本(『北京図書館古籍珍本叢刊』2所収)
 - ② 蘆文弨 『春秋繁露』十七卷(『抱經堂叢書』所収)
 - ③ 凌曙 『春秋繁露注』十七卷(嘉慶二十年藝雲閣凌氏叢書本)

竹林第二

- 本篇は『春秋』の措辞、不戦愛民、常法と変法などについて問答形式で述べる。
- 第一節 『春秋』にはあらゆる場合に通用する書き方はなく、状況に応じた書き方をすることを述の戦いを例として述べる。
- 第二節 『春秋』は人民を傷つける戦伐をにくみ、戦伐によつて天下を治めようとするものを非難する。
- 第三節 『春秋』は人民を愛することから不戦を主張する。しかしその書き方は深遠で、精心熟思しなければその込められた意味を理解することはできないとする。
- 第四節 『春秋』には常法と変則があり、司馬子反の行為は変則にあたり、必ずしも非難するにあたらないとする。
- 第五節 『春秋』は天下の得失を記録するが、その示し方は深遠でわかりにくいので、よく考えて推察しなければならないことを、齊の頃公を例として述べる。
- 第六節 『春秋』には「經(常道)」と「權(一時的な便法)」とがあるが、その「權」に相当する基準を、「逢丑父」と「祭仲」の場合を比較して明確に

坂本 具徳
財木 美樹

- ④ 楊繼 『諸子平議』(『春在堂全書』所収)
- ⑤ 劉師培 『春秋繁露斠補』(劉申叔先生遺書) 所収
- ⑥ 『今註今譯』 頗炎元註譯『春秋繁露今註今譯』(台灣商務印書館)
- ⑦ 『校釋』 鍾肇鵬王編『春秋繁露校釋(校補本)』(河北人民出版社)
- ⑧ 『新譯』 朱永嘉・王知常注譯『新譯春秋繁露』(三民書局印行)

する。

第七節 『春秋』の法辞（『春秋』の法による表現）の持つ意味について、鄭伯を例として述べ、行動するのに正義に基づかず、事を始めるのに時宜をわきまえなければ、その災禍が大きいことを述べる。

一

春秋之常辭也、不予以夷狄而予中國爲禮。至邲之戰、偏然反之、何也。

曰、春秋無通辭、從變而移。今晉變而爲夷狄、楚變而爲君子。故移其辭以從其事。夫莊王之舍鄭、有可貴之美。晉人不知其善、而欲擊之。所救已解、如挑與之戰。此無善善之心、而輕救民之意也。是以賤之、而不使得與賢者爲禮。秦穆侮蹇叔而大敗、鄭文輕衆而喪師。春秋之敬賢重民如是。是故戰攻侵伐、雖數百起、必一二書、傷其害所重也。

【校記】

なし。

- ① 「竹林」という篇名について、蘇軾は、「篇名未だ詳らかならず。司馬相如『上林賦』に『春秋の林を覽觀す』といい、『文選』注に、如淳曰く、『春秋は義理繁茂たり。故に之を林藪に比するなり』と。一義を備ふるに足るに似たり」という。『校釋』もこれを引いて「『春秋』は成敗を觀て、善惡を明らかにし、義理豊富なり。故に竹林を以て喻へと爲す」という。
- ② 「常辭」は通常の書き方。
- ③ 「邲之戰」は宣公十二年に晉が楚と邲に戦った戦いを指す。『春秋』宣公十二年経に、

夏、六月乙卯、晉の荀林父、師を帥みて楚子と邲に戦ふ。晉師敗績。
(夏、六月乙卯、晉荀林父帥師及楚子戰于邲。晉師敗績)

とあり、その『公羊傳』に、

大夫は君に敵せず。此に其の名氏を稱して、以て楚子に敵するは何ぞ『春秋』の常辭②や、夷狄を予さずして中國を予して禮と爲す。邲の戰③に至りては、偏然として之に反する④は何ぞや。

曰く、『春秋』に通辭⑤無し、變に從ひて移る。今晉變じて夷狄と爲り、楚變じて君子と爲る。故に其の辭を移して以て其の事に從ふ⑥。夫れ莊王の、

鄭に舍るは、貴ぶ可きの美有り。晉人、其の善を知らずして、之を擊たんと欲す。救ふ所已に解くるも、如れども挑みて之と戰ふ⑦。此れ善を善とする心無くして、民を救ふの意を輕んずるなり。是を以て之を賤しみ、賢者と禮を爲すを得しめず。秦穆、蹇叔を侮りて大敗し⑧、鄭文、衆を輕んじて師を喪ふ⑨。『春秋』の、賢を敬ひ民を重んじること是の如し⑩。是の故に戦・攻・侵・伐、數百たび起ると雖も、必ず一二書するは、其の重んずる所を害ふを傷めばなり⑪。

【注】

大夫は君に敵せず。此に其の名氏を稱して、以て楚子に敵するは何ぞや。晉を與さずして、楚子を與して禮と爲せばなり。（大夫不敵君。此其稱名氏、以敵楚子何。不與晉而與楚子爲禮也）
とある。その何休注には、
晉を與さずして反て楚子を與し、君臣の禮を爲して以て晉を惡むなり。

(不與晉而反與楚子、爲君臣之禮以惡晉也)
とある。

④ 蘇興は、「偏然として之に反す」は、棠棣の『詩』の義を用ふ。『新論』殊好篇に『然れども嗜好に殊絶有る者は、則ち偏として其れ反せり』といふ。『詩』の義を用ふること亦同じ」という。棠棣の詩は逸詩で、『論語』子罕篇に、

棠棣の華、偏として其れ反せり、豈に爾を思はざらんや、室是れ遠き

なり。(唐棣之華、偏其反而。豈不爾思、室是遠面)

とある。

⑤ 「通辭」はあらゆる場合にあてはまる書き方をいう。『繁露』精華篇に、『春秋』に達辭無し。變に從ひ義に従ひ、一以て人を奉ず。(春秋無達辭。從變從義、而一以奉人)

とあり、蘇興はこれを引いて、「達」も亦通なり。『春秋』を論ずる者は、詞に泥んで以て求めて比すれば、多く貴く可からざる者有り。故に一に義を以て主と爲す。下文に『詞、及ぶ能はざるも、専ら指に在り』と云ふ。

大抵『春秋』は義法を先にし、比例を後にし、義法を以て比例を生ず。比例に縁りて義法を求むるに非ざるなり」という。

⑥ 蘇興は、「事は義の本なり。夷狄を進めて君子と爲すは、其の禮義に合するを以てのみ。鍾離・雞父の會は、吳を與して禮と爲さず。伯苗・黃池の會に至りては、則ち爵して殊にせざるも、亦其の例なり。此れ聖人の大にして、天地の至仁なり。韓愈『原道』に、『孔子の、春秋を作るや、諸侯、夷禮を用ふれば、則ち之を夷とし、中國に進めば、則ち之を中國とす』と云ひ、程子も亦、『春秋の法、中國にして夷の道を用ふれば、即ち之を夷とす』と云ふ。是の故に衛にして焉れを戎とし(隱七年)、邾婁・牟葛(桓十五年)、鄭(閔二年、成三年)、晉(昭三年)にして焉れを狄とす。内に即けば我が魯も亦邾婁・芮に城くを以てして焉れを狄とす(哀六年)。此を以

て中國と夷狄の判を見るに、聖人は其の行ひを以てし、限るに地を以てせざること明らかなり。然れども『春秋』は中國・大夷・小夷に於て、各おの名倫有りて、相假借せず。抑そもそも又華夷の防に謹しむ。董子兩つながら其の義を明らかにす。宋の故安國の諸人は、以て『春秋』は専ら攘夷を重んずと爲すは、固より時の論に因りて、其の一端を得るのみ」という。

⑦ 宣公十二年、楚の莊王は鄭を伐って大勝した。鄭伯が肉袒して降伏する

と、莊王は兵を七里の外にしりぞけ、和議に応じた。それに対して將軍である子重は「南郢と鄭と、相去ること數千里。諸大夫の死する者數人。廬役扈養の死する者數百人。今君、鄭に勝ちて有せざるは、乃ち民臣の力を失ふこと無からんや」と諫しめるも、莊王は「君子は禮に篤くして、利に薄し。其の人を要して、其の土を要せず。從を告ぐるも赦さざるは不詳なり。吾れ不詳を以て民を道けば、災、吾が身に及ぶこと、何れの日か之れ有らん」といって鄭の占領を避けた。ところが鄭の救援に向かつた晉は霸者としての面目を保つために楚に戦いを挑んだ。『公羊傳』はそのようすを述べて、

既にして則ち晉師の、鄭を救ふ者至る。曰く、「戰はん」とを請ふ。

莊王許諾す。將軍子重諫めて曰く、「晉は大國なり。王の師淹病せり。

君請ふ、許すこと勿れ」。莊王曰く、「弱き者は、吾れ之を威し、彊き者は、吾れ之を辟く。是を以て寡人をして以て天下に立つること無からしむ」。之に令して師を還して、晉の寇を逆る。莊王之に鼓し、晉師大いに敗る。晉衆の走る者、舟中の指揮す可し。莊王曰く、「嘻、吾が兩君相好からず。百姓何の罪あらん」。之に令して師を還し、晉の寇を佚す。(既則晉師之救鄭者至。曰、請戰。莊王許諾。將軍子重諫曰、晉、大國也。王師淹病矣。君請勿許也。莊王曰、弱者、吾威之。彊者、吾辟之。是以使寡人無以立乎天下。令之還師、而逆晉寇。莊王鼓之。晉師大敗。晉衆之走者、舟中之指可掬矣。莊王曰、嘻、吾兩君不相好。

百姓何罪。令之還師、而佚晉寇)

とある。「如」は、盧文弨が「『如』『而』、古通用す」というのに従い、「而」と訓じる。

⑧ 「秦穆」は秦の穆公。蹇叔と百里傒の反対をおして鄭を伐ち、殲の隘路で大敗を喫した。『春秋』僖公三十三年経に、

夏、四月辛巳、晉人、姜戎と秦を殲に敗る。（夏、四月辛巳、晉人及姜戎敗秦于殲）

とあり、その『公羊傳』に、

其の之を秦と謂ふは何ぞや。之を夷狄とするなり。曷爲れぞ之を夷狄とする。秦伯將に鄭を襲はんとす。百里子と蹇叔子諫めて曰く、「千里にして人を襲ふは、未だ亡びざる者有らざるなり」。秦伯怒りて曰く、「爾の年の若き者は、宰上の木拱せり。爾曷ぞ知らん」。師出づ。百里子と蹇叔子、其の子を送りて之を戒しめて曰く、「爾即し死すれば、必ず殲の歎巖に於てせよ。是れ文王の風雨を辟くる所の者なり。吾れ將に爾を戻せんとす」。子、師に揖して行く。百里子と蹇叔子、其の子に從ひて之に哭す。秦伯怒りて曰く、「爾曷爲れぞ吾が師に哭するか」。對へて曰く、「臣は敢て君の師に哭するに非ず。臣の子に哭するなり」。

弦高は、鄭の商なり。之に殲に遇ふ。矯るに鄭伯の命を以てして師を犒ふ。或ひと曰く、「往け」。或ひと曰く、「反れ」。然り而して晉人、姜戎と之を殲に要へて之を撃つ。匹馬隻輪、反る者無し。（其謂之秦何。

夷狄之也。曷爲夷狄之。秦伯將襲鄭。百里子與蹇叔子諫曰、千里而襲人、未有不亡者也。秦伯怒曰、若爾之年者、宰上之木拱矣。爾曷知。師出。百里子與蹇叔子送其子而戒之曰、爾即死、必於殲之歎巖。是文王之所辟風雨者也。吾將戻爾焉。子揖師而行。百里子與蹇叔子從其子而哭之。秦伯怒曰、爾曷爲哭吾師。對曰、臣非敢哭君師。哭臣之子也。弦高者、鄭商也。遇之殲、矯以鄭伯之命而犒師焉。或曰、往矣。或曰、

反矣。然而晉人與姜戎要之殲而擊之。匹馬隻輪、無反者）

とある。

⑨ 「鄭文」は鄭の文公。大夫の高克をにくみ、高克を軍に将として黄河畔に駐屯させたまま召還しなかつたので、軍は壊散し、高克は陳に逃亡した。『春秋』閔公二年年経に、

鄭、其の師を棄つ。（鄭棄其師）

とあり、その『公羊傳』に、

鄭、其の師を棄つとは何ぞや。其の將を惡めばなり。鄭伯、高克を惡み、之をして將たらしめ、逐ひて納れず。師を棄つるの道なり。（鄭棄其師者何。惡其將也。鄭伯惡高克、使之將、逐而不納。棄師之道也）とある。また『詩經』鄭風・清人は文公を刺つた詩である。その序に、「清人は文公を刺るなり。高克、利を好んで、其の君を顧みず。文公惡んで之を遠ざけんと欲す。能はず。高克をして兵に將として狄を竟に禦がしむ。其の師旅を陳し、河上に翱翔す。久しくして召さず。衆散じて歸る。高克、陳に奔る。公子素より高克の、之を進むに禮を以てせず、文公之を退くるに道を以てせざるを惡む。國を危ふくして師を亡ぶの本なり。故に是の詩を作るなり」とある。

⑩ 蘇軒は、「賢を敬ひ、民を重んじるは、『春秋』の義なり」とし、『説苑』君道篇の、

夫れ天の人を生ずるや、蓋し以て君の爲にするに非ざるなり。天の君を立つるや、蓋し以て位の爲にするに非ざるなり。夫れ人君と爲りて、其の私欲を行ひて、其の人を顧みず。是れ天意を承けず、其の位の事に宜しき所以を忘るなり。此の如き者は、『春秋』能く君たるを予さずして、之を夷狄とす。鄭伯、一人を惡みて、兼ねて其の師を棄つ。故に夷狄にして君ならずの詞有り。人主此れを以て自ら省みざれば、惟だ既に以て實を失ふも、心奚に因りてか之を知らん。故に「國を有

する者は、以て『春秋』を學ばざる可からず」と曰ふは、此を之れ謂ふなり。（夫天之生人也、蓋非以爲君也。天之立君也、蓋非以爲位也。

夫爲人君、行其私欲、而不顧其人。是不承天意、忘其位之所以宜事也。如此者、春秋不予以君、夷狄之。鄭伯惡一人、而兼棄其師。故有夷狄不君之詞。人主不以此自省、惟既以失實、心奚因知之。故曰、有國者、不可以不學春秋、此之謂也）

『荀子』大略篇の、

天の民を生ずるや、君の爲にするに非ざるなり。天の君を立つるや、以て民の爲にするなり。（天之生民、非爲君也。天之立君、以爲民也）

『白虎通』四の、

王者位に即き、先づ賢者を封ずるは、民の急を憂ふるなり。故に土を列し疆を爲るは、諸侯の爲にするに非ず。官を張り府を設くるは、卿大夫の爲にするに非ず。皆民の爲にするなり。（王者即位、先封賢者、憂民之急也。故列土爲疆、に爲諸侯非。張官設府、非爲卿大夫。皆爲民也）

（11）隱公二年の何休注に、「凡そ兵と書する者は、正得ざるなり。内外深淺、皆之を擧ぐるは、因りて兵の衆を害するを重んず。兵動けば則ち怨み結ばれ、禍更に相報償し、伏屍流血、已む時無し」とある。盧文弨は、「〔一一〕とは、次第して遺さざるを言ふなり」という。

【現代語訳】

竹林第三

問——『春秋』の通常の書き方によれば、夷狄は礼をわきまえているとは認めず、中国は礼をわきまえていると認める。しかし邲の戦いの場合、ひる

がえつて通常の書き方に反（して夷狄が礼をわきまえていて、中国が礼をわきまえていないような書き方を）しているのはなぜか。

答——『春秋』にはあらゆる場合に一貫して通用する書き方はなく、変化する状況に応じて書き方が変わる。今、（邲の戦いにおいて）晉は夷狄とみながうような（礼をわきまえていない）行動をとり、楚は君子とみながうような（礼をわきまえた）行動をとった。だから（『春秋』は通常の）書き方を変えて、事実に従つた書き方をしたのである。そもそも（楚の）莊王が（鄭に大勝しながら占領せず）鄭の郊外（七里の地）に兵をおいたのは、賞賛すべき美德を有しているといえる。しかし晉は楚の善意（ある行為を行つていること）を知らず、楚を攻撃しようとした。救援に向かつた鄭（に対する楚の包囲）はすでに解かれていたのに、楚に戦いを挑んだのである。これは善意ある行為を正しく評価する心を持たず、人民を救おうとする意志を軽んじているものである。こういうわけで（『春秋』は）晉をおとしめて、賢者（である楚の莊王）と対等の礼を行うのを許さなかつたのである。（さらに）秦の穆公は蹇叔の諫言を軽視して殲で晉に大敗を喫し、鄭の文公は（高克を追放するため）民衆を軽んじて軍を失つた。（これを『春秋』はそれぞれ「秦」「鄭棄其師」と書いて、人民を軽んじた秦の穆公と鄭の文公を非難した。）『春秋』が賢者を敬い人民を重んじるさまは以上のとおりである。こういうわけで戦・攻・侵・伐が何百回起ころうとも、（『春秋』が）必ず一つ一つ記録するのとは、（『春秋』が）重んじている人民が傷つくのを悼んだからである。

之、況傷民乎。傷民尚痛之、況殺民乎。故曰、凶年修舊則譏、造邑則諱。是害民之小者、惡之小也。害民之大者、惡之大也。今戰伐之於民、其爲害幾何。故意而觀指、則春秋之所惡者、不任德而任力、驅民而殘賊之。其所好者、設而勿用、仁義以服之也。詩云、弛其文德、洽此四國。此春秋之所善也。夫德不足以親近、而文不足以來遠、而斷斷以戰伐爲之者、此固春秋之所甚疾已。皆非義也。

【校記】

なし。

【書き下し文】

問ふ者曰く、其の戰伐を書すること甚だ謹しむ。其の戰伐を惡むに辭無きは何ぞや。

曰く、會同の事①は、大なる者小に主とし②、戰伐の事は、後の者先に主とす③。苟くも惡まざれば、何爲れぞ之を起す者をして下に居らしむるや。是れ其の戰伐を惡むの辭のみ。且つ春秋の法、凶年には舊を修めず④。意は民を苦しむこと無きに在るのみ。民を苦しむることすら尚ほ之を惡む、況んや民を殺すをや。故に「凶年に舊を修むれば則ち譏り、邑を造れば則ち諱む」⑤と曰ふ。是れ民を害ふの小なる者は、之を惡むこと小なり。民を害ふの大なる者は、之を惡むこと大なり。今、戰伐の、民に於けるや、其の害を爲すこと幾何。

意を攷へて指を觀れば、則ち『春秋』の惡む所の者は、徳に任せずして力に任せ、民を驅りて之を殘賊す。其の好む所の者は、設くれども用ふること勿く、仁義以て之を服するなり⑥。『詩』に、「其の文德を弛し、此の四國に治

し」と云ふ⑦。此れ『春秋』の善しとする所なり。夫れ徳は以て近きを親しむに足らずして、文は以て遠きを來たらすに足らず、而るに斷斷⑧として戰伐を以て之を爲す者、此れ固より『春秋』の甚だ疾む所なるのみ。皆義に非ざるなり。

【注】

① 諸侯が会見することを「會同」という。『周禮』春官・大宗伯に、

時見を會と曰ひ、殷見を同と曰ふ。(時見曰會、殷見曰同)

とある。『論語』先進篇に、

宗廟の事は會同の如し。(宗廟之事如會同)

とあり、劉寶楠『論語正義』は「列國の會盟を會同と稱するなり」と注する。

② 「大者主小」とは、會同を記録するにあたつては、大国がその記事の中心であつて上におかれ、小国は下におかれることである。

③ 「後者主先」とは、戰伐を記録するにあたつては、侵伐をうけた国が主であつて前におかれ、侵伐を行つた国が後におかれること。蘇輿はその例として次のようにいう。「輿案するに、莊二十八年の『齊人伐衛。衛人及齊人戰。衛人敗績』は、衛を以て齊に主たり。文十二年、秦、晉を伐つに、『晉人秦人戰于河曲』と書するは、晉を以て秦に主たり。並びに其の例なり。莊二十八年傳に、『春秋は伐つ者を客と爲し、伐たる者を主と爲す。故に衛をして之に主となさしむるなり』といい、何注に『人を伐つ者は、之を惡む』と大なり。今、戰伐の、民に於けるや、其の害を爲すこと幾何。といふ。僖十八年の『宋師及齊師戰于甄』の傳に『春秋は伐つ者を客と爲し、伐たる者を主と爲す。曷爲れぞ齊をして之に主となさしめざる。襄公の齊を征するを與せばなり』といふ。然らば則ち之を惡めば則ち後の者

をして先に居らしめ。之を與せば則ち先の者をして先に居らしむるは、『春秋』の例なり。董は蓋し傳の義を申ぶ」と。

(4) 『春秋』莊公二十九年經に、

春、延廟を新たにす。(春、新延廟)
とあり、その『公羊傳』に、
延廟を新たにすとは何ぞや。舊を脩むるなり。舊を脩むるは書せず。此は何を以て書す。譏ればなり。何をか譏る。凶年は脩めず。(新延廟者何。脩舊也。脩舊不書。此何以書。譏。何譏爾。凶年不脩)とある。

(5) 『春秋』莊公二十八年經に、

冬、微に築く。(冬、築微)

とあり、その『公羊傳』に、
曷爲なんすれぞ先に微に築くと言ひ、而る後に麥禾無しと言ふ。凶年を以て邑を造るを諱めばなり。(曷爲先言築微、而後言無麥禾。諱以凶年造邑也)

とある。

(6) 「其所好者設而勿用仁義以服之也」の一文については、各家によつて校勘が異なる。愈樾は『其所好者設』の五字は當に衍文と爲すべし」とい、蘇興は、「案するに、『設而勿用』の句は兵形の屬を謂ふ。上に或いは脱字有るのみ。公孫弘傳に『其の要を得れば則ち天下安樂なり、法設けて用ひず』、『鹽鐵論』世務篇に『兵設けて試ひず、干戈閉藏して用ひられず』といふ。語意正に同じ。『所好』と『所惡』は對文なり。愈說非なり」という。また劉師培は「『設』の下疑ぶらくは『兵』を掲し、『仁義』の上疑ぶらくは當に『用』字を疊すべし」とい、楊樹達(『校釋』引)は『設』の下、

應に『軍』字有るべし」という。さらに曾宇康(『校釋』引)は蘇興を支持して、「蘇說是なり。『韓詩外傳』三に、『是を以て威厲して刑錯用ひられず。

故に其の仁義を形ひ、其の教道を謹しむ」と云ひ、『不用也』の下に『仁義』の句有り、董の語意と尤も合す。因りて此の文の『仁義』の上、當に『形』字を奪すべきを疑ふ。『形』は『行』に同じ。仁義を行ひて以て之を服するを言ふなり。此の如ければ則ち上下の文意俱に通す」という。また陶鴻慶は『設』の下に當に『備』字を脱すべし。『設備而勿用』とは、設けて戰備を爲して、用ふる勿きなり。執贊篇に『設備而不用、類好仁者』と云ふは、是れ其の證なり」という。これらをまとめると次のようになる。

義證本 其所好者 設 而勿用 仁義以服之也

愈樾	而勿用	仁義以服之也
蘇興	其所好者法設	而勿用 仁義以服之也
劉師培	其所好者	設兵而勿用用仁義以服之也
楊樹達	其所好者	設軍而勿用 仁義以服之也
曾宇康	其所好者	設 而勿用形仁義以服之也
陶鴻慶	其所好者	設備而勿用 仁義以服之也

『校釋』は蘇說・曾說を是とする。「」ではとりあえず原文のままでおく。

(7) 『詩』は大雅・江漢の一節。

(8) 「斷斷」について、蘇興は、「案するに、『史記』魯周公世家に、『洙泗の間、斷斷如たり』といい、索隱に『斷音銀、鬪爭の貌。又『斷斷』に作る。『尚書』の讀の如し。是れ專一の義なり』という。案するに、文十二年傳の何注にも亦『斷斷は專一の貌』と云ふ。此は當に『斷斷』に作るを以て是と爲すべし。専ら武事を以て治を爲すを謂ふ」という。

問——（『春秋』は）戦や伐をとても慎重に記録するのに、戦や伐をにくんだ書き方をしていないのはなぜか。

三

答——（『春秋』において）会盟の事については、大国が（上におかれて、下におかれた）小国に対して中心となり、戦伐の事については、侵伐を行つた国が後におかれ、侵伐をうけた国が前におかれる（という書き方をする）。もし（戦伐を）にくんでいないのであれば、どうして戦いをしかけた国を下におくというような書き方をするだろうか。これは（『春秋』が）戦伐をにくんでいるということをはつきりとあらわしている書き方である。なおかつ『春秋』の法では、凶作の歳には古い建物を補修してはならないとする。これは人民を苦しめることがないようとの思いからである。（『春秋』は）人民を苦しめることすらにくむ。ましてや（戦伐などで）人民を傷つけるとすればなおさらである。（『春秋』は）人民を傷つけることすら悼む。ましてや人民を殺すとすればなおさらである。だから（『公羊傳』には）「凶作の歳に古い建物を補修すれば譏り、邑（まち）を造成すれば諱む」という。これは人民を傷つける程度が小さければ、にくみ方も小さく、人民を傷つける程度が大きければ、にくみ方も大きいということをいつてある。さて今、戦伐が人民に与える禍害はどうほどであろうか。（『春秋』に込められた）意味と趣旨を考究すれば、『春秋』がにくむのは、徳に任せず武力に任せ、人民を戦場に駆り立てて殺戮する場合であり、『春秋』が好むのは、軍を編成しはするが、実際の戦いに用いることはなく、仁義で相手を服従させる場合である。

『詩經』に「文德をほどこし、四方の國にあまねくゆきわたる」とあるが、これが『春秋』の賞賛するところである。（それに対して）そもそも身に帯びる徳が身近なものを親しませるにたらず、身に帯びる文が遠くのものをやつてこさせるにたらず、もっぱら戦伐だけにたよつて天下を治めようとするものは、もちろん『春秋』がもつともにくむところであり、いづれも義であるとはいえない。

【書き下し文】

難者曰、春秋之書戰伐也、有惡有善也。惡詐擊而善偏戰、恥伐喪而榮復讎。奈何以春秋爲無義戰、而盡惡之也。

曰、凡春秋之記災異也、雖畝有數莖、猶謂之無麥苗也。今天下之大、三百年之久、戰攻侵伐、不可勝數、而復讎者有一焉。是何以異於無麥苗之有數莖哉。不足以難之。故謂之無義戰也。以無義戰爲不可、則無麥苗亦不可也。以無麥苗爲可、則無義戰亦可矣。

若春秋之於偏戰也、善其偏、不善其戰。（有）「何」①以效其然也。春秋愛人、而戰者殺人。君子奚（説）②善（殺其）「其殺」③所愛哉。故春秋之於偏戰也、猶其於諸夏也。引之魯、則謂之外。引之夷狄、則謂之内。比之詐戰、則謂之義。比之不戰、則謂之不義。故盟不如不盟。然而有所謂善盟。戰不如不戰。然而有所謂善戰。不義之中有義、義之中有不義。辭不能及、皆在於指。非精心達思者、其孰能知之。詩云、棠棣之華、偏其反而、豈不爾思、室是遠而、孔子曰、未之思也。夫何遠之有。由是觀之、見其指者、不任其辭。不任其辭、然後可與適道矣。

【校記】

① 「有」 惠棟・楊樹達（『校釋』引）に従い、「何」に改める。

② 「君子奚說善殺其所愛哉」 蘇興・冒廣生（『校釋』引）に従い、「説」字を衍字とみなして削除する。

③ 「殺其」 楊樹達（『校釋』引）引の一説により、「殺其」を乙正する。

難者曰く、「春秋」の戰伐を書するや、惡有り善有り。詐擊①を「^ハ惡みて偏戦②を善しとし、喪を伐つ③を恥として讎に復する④を榮とす。奈何ぞ「春秋」を以て義戰無し⑤と爲して、盡く之を惡とするや。

曰く、凡そ『春秋』の、災異を記するや、畝に數莖有りと雖も、猶ほ之を

「麥苗無し」⑥と謂ふなり。今天下の大、三百年⑦の久しきに、戰・攻・侵

・伐、數ふるに勝ふ可からざるも、讎に復する者一有り⑧。是れ何を以て麥

苗無しの數莖有るに異ならんや。以て之を難ずるに足らず。故に之を「義戰

無し」と謂ふなり。義戰無きを以て不可と爲さば、則ち麥苗無きも亦不可な

り。麥苗無きを以て可と爲さば、則ち義戰無きも亦可なり。

『春秋』の偏戦に於けるが若きは、其の偏を善しとし、其の戰を善しとせ

ず。何を以て其の然るを效かにするや。『春秋』は人を愛す、而るに戰は人

を殺す。君子奚ぞ其の愛する所を殺すを善しとせんや。故に『春秋』の偏戦

に於けるや、猶ほ其の諸夏に於けるが」ときなり。之を魯に引けば、則ち之を

「外」と謂ふ。之を夷狄に引けば、則ち之を「内」と謂ふ⑨。之を詐戰に比

すれば、則ち之を「義」と謂ふ。之を「不戰」に比すれば、則ち之を不義と

謂ふ。故に盟は盟せざるに如かず⑩。然り而して所謂善盟有り。戰は戰はざ

るに如かず。然り而して所謂善戰有り。不義の中に義有り、義の中に不義有

り。辭、及ぶ能はざるも、皆指に在り。精心達思⑪する者に非ざれば、其れ

孰か能く之を知らん。『詩』に、「棠棣の華、偏として其れ反せり、豈に爾を

思はざらんや、室是れ遠きなり」と云ひ、孔子、「未だ之を思はざるなり。夫

れ何の遠きことか之れ有らん」と曰ふ⑫。是に由りて之を觀れば、其の指を

見る者は、其の辭に任せず⑬。其の辭に任せずして、然る後に與に道に適く

可し⑭。

【注】

① 「詐擊」は下文の「詐戰」と同じで、不意討ちのこと。凌曙は「詐はり

て則ち其の不意に出づ。傷害尤も多し」という。

② 「偏戦」は、正々堂々と陣を敷いて戦う戦い方をいう。『春秋』桓公十年

経に、

冬、十有二月丙午、齊侯・衛侯・鄭伯來戰于郎。

丙午、齊侯衛侯鄭伯來戰于郎

とあり、その『公羊傳』に、

此れ偏戦なり。何を以て師敗績すと言はざる。内には戰と言はず。戰

と言へば、乃ち敗る。(此偏戦也。何以不言師敗績。内不言戰。言戰、

乃敗矣)

とある。その何休注には「偏は一面なり。日を結んで地を定め、各おの一面に居り、鼓を鳴らして戰ひ、相詐らず」とある。春秋時代における偏戦の例としてもっとも名高いものは、「宋襄の仁」として有名な、僖公二十二年の宋と楚の泓における戦いである。『春秋』僖公二十二年経に、

冬、十有一月己巳朔、宋公、楚人と泓に戦ふ。宋師敗績す。(冬、十有

一月己巳朔、宋公及楚人戰于泓。宋師敗績)

とあり、その『公羊傳』に、

偏戦は日いふのみ。此に其の朔と言ふは何ぞや。『春秋』は辭繁にして殺がざるは正なり。何ぞ正なる。宋公、楚人と期して泓の陽に戦ふ。楚人、泓を濟りて来る。有司復して曰く、「請ふ、其の未だ済るを畢らざるに迨んで之を擊たん」。宋公曰く、「不可なり。吾れ之を聞けり。君子は人を厄せず。吾れ喪國の餘と雖も、寡人は行ふに忍びず」。既に済るも、未だ陳するを畢らず。有司復して曰く、「請ふ、其の未だ陳するを畢らざるに迨んで之を擊たん」。宋公曰く、「不可なり。吾れ之を聞けり。君子は列を成さざるに鼓さず」。已に陳す。然る後に襄公之に鼓

す。宋師大いに敗る。故に君子は其の列を成さざるに鼓せざるを大とす。大事に臨んで大禮を忘れざるも、君有りて臣無し。以爲へらく文王の戰と雖も、亦此れに過ぎざるなり。（偏戰者日爾。此其言朝何。春秋辭繁而不殺者正也。何正爾。宋公與楚人期戰于泓之陽。楚人濟泓而來。有司復曰、請、迨其未畢濟而擊之。宋公曰、不可。吾聞之也。君子不厄人。吾雖喪國之餘、寡人不忍行也。既濟、未畢陳。有司復曰、請、迨其未畢陳而擊之。宋公曰、不可。吾聞之也。君子不鼓不成列。已陳。然後襄公鼓之。宋師大敗。故君子大其不鼓不成列。臨大事而不忘大禮、有君而無臣。以爲雖文王之戰、亦不過此也）

とある。また僖公元年冬の「冬、十月壬午、公子友帥師敗莒師于犁。獲莒」の『公羊傳』には、

莒人之を聞きて曰く、「吾れ^す已に子の賊を得たり」。以て賂を魯に求む。魯人與^へず。是れが爲に師を興して魯を伐つ。季子之に待するに偏戰を以てす。（莒人聞之曰、吾已得子之賊矣。以求賂乎魯。魯人不與。爲是興師而伐魯。季子待之以偏戰）

とあり、何休注は「傳に爾云ふは、季子忿りて暴を加へず、君子の道を得たるを善みす」という。『春秋』の書法としては、隱公六年の何休注に「戰は時いふを例とし、偏戰は日いひ、詐戰は月いふ」とあり、偏戰の場合は日をいうのを例とする。

③ 『春秋』襄公二年經に、

冬、仲孫蔑、晉荀罊、齊崔杼・宋華元・衛孫林父・曹人・邾婁人・滕人・薛人・小邾婁人に戚に會す。遂に虎牢に城く。（冬、仲孫蔑會晉荀

崔杼宋華元衛孫林父曹人邾婁人滕人薛人小邾婁人干戚。遂城虎牢）

とあり、その『公羊傳』に、

虎牢とは何ぞや。鄭の邑なり。其の之を城くと言ふは何ぞや。之を取ればなり。之を取れば、則ち曷爲れぞ之を取ると言はざる。中國の爲

に諱めばなり。曷爲れぞ中國の爲に諱む。喪を伐つを諱むなり。曷爲れぞ鄭に繫けざる。中國の爲に諱むなり。（虎牢者何。鄭之邑也。其言城之何。取之也。取之、則曷爲不言取之。爲中國諱也。曷爲爲中國諱。諱伐喪也。曷爲不繫乎鄭。爲中國諱也）

とある。この年の六月に鄭伯聃が卒し、鄭は喪に服していた。それなのにその鄭の虎牢を奪い取ったことを諱んで「鄭虎牢」といわなかつたし、「取」といわずに「城」といったということである。

④ 『春秋』莊公四年經に、

紀侯大いに其の國を去る。（紀侯大去其國）

とあり、その『公羊傳』に、

大いに去るとは何ぞや。滅ぶるなり。孰か之を滅ぼす。齊、之を滅ぼす。曷爲れぞ齊、之を滅ぼすと言はざる。襄公の爲に諱むなり。『春秋』は賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とする。讎に復すればなり。何れの讎か。遠祖なり。哀公、周に享らるるは、紀侯之を譖ぶ。襄公のこれを爲すを以てするは、祖禰に事ふるの心盡せり。（大去者何。滅也。孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公。復讎也。何讎爾。遠祖也。哀公亨乎周。紀侯譖之。以襄公之爲於此焉者、事祖禰之心盡矣）

とある。齊の襄公の九世の遠祖である哀公は、紀侯の讎言により烹殺された。齊の襄公はその敵討ちのために紀を滅ぼしたが、復讎を容認する『公羊傳』は、襄公のために「滅」といわずに「大去」といつたのであるという。

⑤ 「義戰無し」という表現は、『孟子』盡心下に、

孟子曰く、『春秋』に義戰無し。彼れ此れより善ならば、則ち之れ有り。征とは上、下を伐つ。敵國相征せざるなり。（孟子曰、春秋無義戰。彼善於此、則有之矣。征者上伐下。敵國不相征也）

とあるのをふまえている。

⑥ 『春秋』莊公七年經に、

麥苗無し。(無麥苗)

とあり、その『公羊傳』に、

苗無ければ、則ち曷爲れぞ先づ「麥無し」と言ひて、而る後に「苗無し」と言ふ。一災は書さず。麥無きを待ちて、然る後に苗無きを書す。何を以て書す。災を記すればなり。(無苗、則曷爲先言無麥、而後言無苗。一災不書。待無麥、然後書無苗。何以書。記災也)

とある。蘇興は、『漢書』食貨志の董仲舒の上書に、

仲舒、上に説きて曰く、「春秋」は他穀書せず。麥禾成らざるに至りては則ち之を書す。此を以て聖人は五穀に於て最も麥と禾とを重んずるを見はす。今關中俗として麥を種うるを好まず。是れ歲ごとに『春秋』の重んずる所を失ひて、生民の具を損ふなり。願はくは陛下幸ひにして大司農に詔し、關中の民をして益ます宿麥を種ゑしめ、時に後れるること無からしめん。(仲舒説上曰、春秋他穀不書。至於麥禾不成則書之。以此見聖人於五穀最重麥與禾也。今關中俗不好種麥。是歲失春秋之所重、而損生民之具也。願陛下幸詔大司農、使關中民益種宿麥、令無後時)

とあるのを引く。

⑦ 『春秋』は魯の隱公元年から魯の哀公十四年までの一百四十二年間の歴史を記載している。ここに「三百年」というのは成数をあげていう。

⑧ 『春秋』には讐に復する例が二度ある。ひとつは莊公四年の齊の婁公が紀侯を滅ぼした場合。本節注④参照。もうひとつは莊公九年の魯の師が敗績した場合。『春秋』莊公九年經に、

八月庚申、齊師と乾時に戰ふ。我が師敗績す。(八月庚申、及齊師戰于乾時。我師敗績)

とあり、その『公羊傳』に、

内は敗を言はず。此に其の敗と言ふは何ぞや。敗を伐ればなり。曷爲れぞ敗を伐る。讐に復すればなり。此は大國に復讐す。曷爲れぞ微者を使ひとする。公なれば則ち曷爲れぞ公と言はざる。公の復讐を與ざればなり。曷爲れぞ公の復讐を與ざる。復讐する者は下に在ればなり。(内不言敗。此其言敗何。伐敗也。曷爲伐敗。復讐也。此復讐乎大國。曷爲使微者。公也。公則曷爲不言公。不與公復讐也。曷爲不與公復讐。復讐者在下也)

とある。その何休注には、「復讐は死敗を以て榮と爲す。故に之を録す。齊襄を高しとし、仇牧を賢とす、是れなり」とある。

⑨ 蘇興は、成公十五年『公羊傳』の、

『春秋』は其の國を内として諸夏を外とし、諸夏を内として夷狄を外とす。(春秋内其國而外諸夏、内諸夏而外夷狄)

『説苑』指武篇の、

内の治、未だ得ざれば、以て外を正す可からず。本の惠、未だ襄はざれば、以て本を治む可からず。是を以て『春秋』は京師を先にして諸夏を後にし、諸夏を先にして夷狄を後にす。(内治未得、不可以正外。本惠未襄、不可以治本。是以春秋先京師而後諸夏、先諸夏而後夷狄)を引いて、「案するに、『春秋』は魯に縁りて王義を言ふ。故に本書は『魯』と言ひ、『説苑』は『京師』と言ふ。其の、内外を明らかにするの旨に於ては一なり」という。

⑩ 『春秋』桓公三年經に、

夏、齊侯・衛侯、蒲に胥命す。(夏、齊侯衛侯胥命于蒲)

とあり、その『公羊傳』に、

胥命とは何ぞや。相命なり。何をか相命と言ふ。正に近ければなり。此に其の正に近きと爲すは奈何。(胥命)

者何。相命也。何言乎相命。近正也。此其爲近正奈何。古者不盟、結言而退)

とある。

(11) 「思」について、蘇興は、「思」は、聖人未だ言はざるの旨要を思ひて、以て世を救ひて亂を撥む。之を隠怪に素むるが若きは、則ち孔子の云ふ所の『以て思ふも益無き』(『論語』衛靈公)者なり。太史公、『學を好み、深く思ひ、心に其の意を知る』(『史記』五帝本紀)と云ふ。孰か復た心に於いてせん。猶ほ言に著はるるを輕んぜざるなり」という。

(12) 『詩』は逸詩。『論語』子罕篇に、

子曰く、與に共に學ぶ可し。未だ與に道に適く可からず。與に道に適く可し、未だ與に立つ可からず。與に立つ可し、未だ與に權る可からず。唐棣の華、偏として其れ反せり。豈に爾^{なま}を思はざらんや、室是れ遠ければなり。子曰く、未だ之を思はざるなり。夫れ何の遠きこと之れ有らん。(子曰、可與共學。未可與適道。可與適道、未可與立。可與立、未可與權。唐棣之華、偏其反而。豈不爾思、室是遠而。子曰、未之思也。夫何遠之有)

とあり、蘇興は、「此れ棠棣を以て適道章に合して一と爲す。漢晉人の説此の如し。何晏、『棠棣の華、反して而る後に合す。詩は權反して而る後に大順に至るを言ふ』と云ふ」といつて、『新論』明權篇の、

理に循ひ常を守るを道と曰ひ、危に臨みて變を制するを權と曰ふ。權の稱たるや、譬へば猶ほ權衡の「ときなり。衡は邪正の形を測り、權は輕重の勢ひを揆る。古の權は、其の輕重を審らかにし、必ず理に當りて而る後に行はる。(循理守常曰道、臨危制變曰權。權之爲稱、譬猶權衡也。衡者測邪正之形、權者揆輕重之勢。古之權者、審其輕重、必當乎理而後行焉)

を引く。

(13) 蘇興は、「任」は用なり。旨に詞の外に出づる者有るも、要す一に王羲聖道の歸に準ふ。『孟子』、『詩』を讀みて、『意を以て志に逆ふ』と云ふも亦此れなり」とい、『法言』問道篇の、

或ひと道を問ふ。曰く、道なる者は通なり。通ぜざる無きなり。或ひと曰く、以て他に適く可きか。曰く、堯舜文王に適く者を正道と爲し、堯舜文王に非ざる者を他道と爲す。君子正しくして他ならず。(或問道。曰、道也者通也。無不通也。或曰、可以適他興。曰、適堯舜文王者爲正道、非堯舜文王者爲他道。君子正而不他)

を引く。

(14) 「可與適道矣」は『論語』子罕篇の一節。本節注⑫参照。

【現代語訳】

反論——『春秋』が戦伐を記録する場合、にくむ場合とよしとする場合とがある。詐戦(詐謀を用いた不意討ち)をにくみ、偏戦(礼にかなつた堂々とした戦い)をよしとし、喪の期間にある國を討つのを恥とし、君父の讐を復するのを榮譽あることとする。(それなのに『孟子』のように)どうして『春秋』には「正義の戦いはない」とし、すべてにくむべきものであるとするのか。

答——そもそも『春秋』が災異を記録する場合、田や畑に幾本か麦や稻が茂つていたとしても、それを「麦や稻は茂つていない」という書き方をする。さて今、広大な天下のもと、(『春秋』の)三百年の長きにわたつて、戦・攻・侵・伐は数えきれないほどあるが、「義戦なし」とはいわれながら)復讐のための戦いは一度ある。これは「麦や稻は茂つていない」といしながら、実際には幾本かの麦や稻が茂つているのとどこが異なるであろうか。(「義戦なし」という書き方をしているからといって)非難するにはあたらない。だ

から（実際には復讐のための戦いはあるが）「義戦なし」というのである。「義戦なし」という言い方が容認できないのであれば、「麦や稻が茂っていない」という書き方を容認するのであれば、「義戦なし」という言い方も容認されるはずである。

偏戦に対する『春秋』の評価は、堂々と戦つたという戦い方をよしとするのであって、戦つたこと自体をよしとするのではない。どういうふうにしてそのことを明らかにしようか。『春秋』は人民を愛するが、戦いは人民を殺すものである。してみると（『春秋』の作者である）君子がどうして愛する人民を殺す戦いをよしとしようか。だから偏戦に対する『春秋』の態度は、諸夏に対する態度と同じである。諸夏を魯と対比させれば諸夏は「外」となり、夷狄と対比させれば諸夏は「内」となる。偏戦を詐戦に対比させれば「義」であり、不戦に対比させれば「不義」である。だから会盟にしても（言葉で結ぶのみで）盟はないで退いたほうがよい。しかしわゆる「善盟」というものはある。戦いにしても（実際に兵を交えずに）戦わないほうがよい。しかしわゆる「善戦」というものはある。不義の中にも義はあるし、義の中にも不義はあるのである。言葉ではつきり言い表わすことはできないが、内容はすべてその中にこめられている。心をこらして熟思するものでなければ、その意味を理解することができようか。『詩經』に「棠棣の花がひらひらと揺れている」とあり、孔子は「相手に対する思いがたりないのである。思いが強けている」とある。あなたをお慕いしないわけではないが、あまりに遠く離れすぎてからはならない。言葉の表面的な意味にまどわされなくなつて、はじめてともに同じ道を歩むことができるるのである。

【校記】

四

司馬子反爲其君使、廢君命與敵情、從其所請與宋平。是内專政而外擅名也。專政則輕君、擅名則不臣。而春秋大之，奚由哉。

曰、爲其有慘怛之恩、不忍餓一國之民、使之相食。推恩者遠之而大、爲仁者自然而美。今子反出己之心、矜宋之民、無計其間。故大之也。

難者曰、春秋之法、卿不憂諸侯、政不在大夫。子反爲楚臣而恤宋民。是憂諸侯也。不復其君而與敵平。是政在大夫也。涇梁之盟、信在大夫、而（諸侯）「春秋」①刺之。爲其奪君尊也。平在大夫、亦奪君尊。而春秋大之。此所問也。

且春秋之義、臣有惡擅名美。故忠臣不顯諫、欲其由君出也。書曰、爾有嘉謀嘉猷、入告爾君子于内。爾乃順之於外、曰此謀此猷、惟我君之德。此爲人臣之法也。古之良大夫、其事君皆若是。今子反去君近而不復。莊王可見而不告。皆以其解二國之難、爲不得已也。奈其奪君名美何。此所惑也。

曰、春秋之道、固有常有變。變用於變、常用於常。各止其科、非相妨也。今諸子所稱、皆天下之常、雷同之義也。子反之行、一曲之變、獨修之意也。夫目驚而體失其容、心驚而事有所忘、人之情也。通於驚之情者、取其一美、不盡其失。詩云、采葑采菲、無以下體、此之謂也。今子反往視宋、聞人相食、大驚而哀之、不意之至於此也。是以心駭目動、而違常禮。禮者庶於仁、文質而成體者也。今使人相食、大失其仁。安著其禮。方救其質、奚恤其文。故曰、當仁不讓、此之謂也。春秋之辭、有所謂賤者、有賤乎賤者。夫有賤乎賤者、則亦有貴乎貴者矣。今讓者春秋之所貴。雖然見人相食、驚人相饌、救之忘其讓。君子之道、有貴於讓者也。故說春秋者、無以平定之常義、疑變故之大則、義幾可論矣。

① 「諸侯」 叢刊本・凌本・盧本は「春秋」に作る。義證本の誤刻である。

う。

【書き下し文】

司馬子反、其の君の爲ために使し、君命を廢して敵と情し、其の請ふ所に従ひて宋と平らぐ①。是れ内、政を専らにして外、名を擅にするなり。政を専らにすれば則ち君を輕んじ、名を擅にすれば則ち臣ならず。而るに『春秋』之を大とするは、奚に由るや。

曰く、其の慘怛②の恩有るが爲に、一國の民を餓やし、之をして相食はしむに忍びず。恩を推す者は之を遠くして大、仁を爲す者は自然にして美なり③。今、子反、己の心を出だして、宋の民を矜み、其の間を計る無し。故に之を大とするなり。

難者曰く、『春秋』の法、卿、諸侯を憂へず④、政は大夫に在らず⑤。子反、楚の臣爲りて宋の民を恤む。是れ諸侯を憂ふるなり。其の君に復せずして敵と平らぐ。是れ政、大夫に在るなり。涇染の盟、信、大夫に在りて、『春秋』之を刺る⑥。其の君の尊を奪ふが爲なり。平らぎ大夫に在るも、亦君の尊を奪ふ。而るに『春秋』は之を大とす。此れ問⑦する所なり。

且つ『春秋』の義、臣も有名美を擅ほしまさにするを惡む⑧。故に忠臣、顯諫せざるは、其の、君より出でんことを欲すればなり。『書』に、「爾に嘉謀・嘉猷有らば、入りて爾の君に内に告げよ。爾乃ち之を外に順ひ、此の謀、此の獻は、惟れ我が君の徳なりと曰へ」と曰ふ⑨。此れ人臣爲るの法なり。古の良大夫、其の、君に事ふること皆是の若し。今子反、君を去ること近くして復さず。莊王見る可くして告げず。皆其の一國の難を解くを以て、已むを得ずと爲すなり。其の君の名美を奪ふを奈何せん。此れ惑ふ所なり。

曰く、『春秋』の道には、固より常有り變有り⑩。變は變に用ひ、常は常に用ふ。各おの其の科に止どまり、相妨ぐるに非ざるなり。今諸子の稱する所は、皆天下の常、雷同の義なり。子反の行ひは、一曲の變⑪、獨修⑫の意なり。夫れ目驚きて體、其の容を失ひ、心驚きて事、忘るる所有るは、人の情なり⑬。驚きの情に通ずる者は、其の一美を取り、其の失を盡さず。『詩』に、「葑を采り菲を采るは、下體を以てする無れ」⑭と云ふは、此を之れ謂ふなり。今子反往きて宋を視、人の相食ふを聞き、大いに驚きて之を哀み、之の此に至るを意はざるなり⑮。是を以て心駭き自動きて、常禮に違ふ。禮は仁に庶り⑯、文質にして體を成す者なり。今人をして相食はしむるは、大いに其の仁を失ふ。安んぞ其の禮を著はさんや。其の質を救ふに方りては、奚ぞ其の文を恤へんや。故に「仁に當りては讓らズ」⑰と曰ふは、此を之れ謂ふなり。『春秋』の辭に、所謂賤しき者有り、賤しきより賤しき者有り⑯。夫れ賤しきより賤しき者有らば、則ち亦貴きより貴き者有り。今、讓は『春秋』の貴ぶ所なり。然りと雖も人の相食ふを見、人の相爨かしぐを驚き、之を救はんとして其の譲を忘る。君子の道、譲より貴き者有るなり。故に『春秋』を説く者、平定の常義を以て、變故の大則を疑ふこと無ければ、義、論る可きに幾からん。

【注】

① 司馬子反は楚の臣。楚が宋を包囲した際、莊王に命じられて宋を偵察にいったが、途中で出会った宋の華元に楚軍の内情を漏らした。その結果、楚は宋と和平を結ばざるをえなくなつた。『春秋』宣公十五年経に、

夏、五月、宋人、楚人と平らぐ。(夏、五月、宋人及楚人平)

とあり、その『公羊傳』に、

外の平らぎは書せず。此は何を以て書する。其の己に平らぐを大とす

ればなり。何ぞ其の己に平らぐを大とする。莊王、宋を圍む。軍に七日の糧有るのみ。此れを盡くして勝たざれば、將に去りて歸らんとするのみ。是に於て司馬子反をして堙に乗りて宋城を闕くわはしむ。宋の華元も亦堙に乗りて出でて之に見ゆ。司馬子反曰く、「子の國何如」。華元曰く、「憊つかれたり」。曰く、「何如」。曰く、「子を易かへて之を食らひ、骸を折くきて之を炊く」。司馬子反曰く、「嘻ああ、甚しいかな憊つかれたる。然りと雖も、吾れ之を聞けり。圍む者は、馬に柑かんみて之に秣まぐさひ、肥者をして客に應ぜしむ。是れ何ぞ子の情ならんや」。華元曰く、「吾れ之を聞けり。君子は人の厄を見れば則ち之を矜あはなみ、小人は人の厄を見れば則ち之を幸ひとす。吾れ子の君子なるを見て、是を以て情を子に告ぐるなり」。司馬子反曰く、「諾。之に勉めよ。吾が軍も亦七日の糧有るのみ。此れを盡くして勝たざれば、將に去りて歸らんとするのみ。揖して之を去り、莊王に反す。莊王曰く、「何如」。司馬子反曰く、「憊つかれたり」。曰く、「何如」。曰く、「子を易かへて之を食らひ、骸を折くきて之を炊く」。莊王曰く、「嘻ああ、甚しいかな憊つかれたる。然りと雖も、吾れ今此れを取り、然る後に歸らん」。司馬子反曰く、「不可なり。臣已に之を告ぐ。軍に七日の糧有るのみと」。莊王怒りて曰く、「吾れ子をして往きて之を視しむ。子曷なん爲なれぞ之を告ぐ」。司馬子反曰く、「區區の宋を以てしても、猶ほ人を欺かざるの臣有り。楚を以て無かる可けんや。是を以て之を告ぐるなり」。莊王曰く、「諾。舍りて止まれ。然りと雖も、吾れ猶ほ此れを取りて、然る後に歸らん」。司馬子反曰く、「然らば則ち君は此に處らんことを請ひ、臣は歸ることを請ふのみ」。莊王曰く、「子、我れを去りて歸らば、吾れ孰など與に此に處らん。吾れも亦子に從ひて歸るのみ」。師を引きて之を去る。故に君子、其の己に平らぐを大とするなり。(外平不書。此何以書。大其平乎己也。何大乎其平乎己)。莊王圍宋。軍有七日之糧爾。盡此不勝、將去而歸爾。於是使司

馬子反乘堙而闕宋城。宋華元亦乘堙而出見之。司馬子反曰、「子之國何如。華元曰、「憊矣」。曰、「何如」。曰、「易子而食之、析骸而炊之」。司馬子反曰、「嘻、甚矣憊。雖然、吾聞之。君子見人之厄則矜之、小人見人之厄是何子之情也」。華元曰、「吾聞之。君子見人之厄則矜之、小人見人之厄則幸之。吾見子之君子也、是以告情于子也」。司馬子反曰、「諾。勉之矣。吾軍亦有七日之糧爾。盡此不勝、將去而歸爾。揖而去之、反于莊王。莊王曰、「何如」。司馬子反曰、「憊矣」。曰、「何如」。曰、「易子而食之、析骸而炊之」。莊王曰、「嘻、甚矣憊。雖然、吾今取此、然後而歸爾」。司馬子反曰、「不可。臣已告之矣。軍有七日之糧爾。莊王怒曰、「吾使子往視之。子曷爲告之」。司馬子反曰、「以區區之宋、猶有不欺人之臣。可以楚而無乎。是以告之也」。莊王曰、「諾。舍而止。雖然、吾猶取此、然後歸爾」。司馬子反曰、「然則君請處于此、臣請歸爾」。莊王曰、「子去我而歸、吾孰與處于此。吾亦從子而歸爾。引師而去之。故君子大其平乎己也」)とある。

② 「慘怛」はうれえかなしむさま。『史記』屈原列傳に、

疾痛慘怛、未だ嘗て父母を呼ばずんばあらざるなり。(疾痛慘怛、未嘗不呼父母也)

とあり、その正義に「慘は毒なり。怛は痛なり」とある。

③ 蘇軾は、「吾が民の愛を推して、以て其の鄰に及ぼす。故に『之を遠くして大なり』と曰ふ。爲す所無くして、惻怛は乍見に發す。故に『自然にして美なり』と曰ふ」とい、凌驩が引く『樂稽耀嘉』の、

仁者に惻隱の心有り。本は木に生ず。仁は木に生ず。故に惻隱は自然に出づるなり。(仁者有惻隱之心。本生於木。仁生於木。故惻隱出於自然也)を引く。

④ 『春秋』襄公三十年経に、

晉人・齊人・宋人・衛人・鄭人・曹人・莒人・邾婁人・滕人・薛人・杞人・小邾婁人、澶淵に會す。宋の災なるが故なり。（晉人齊人宋人衛人鄭人曹人莒人邾婁人滕人薛人杞人小邾婁人會于澶淵。宋災故）

とあり、その『公羊傳』に、

此れ大事なり。曷爲なんぞ微者を使ひとする。卿なればなり。卿なれば則ち其の人と稱するは何ぞや。貶すればなり。曷爲なんぞ貶する。卿は諸侯を愛ふるを得ざるなり。（此大事也。曷爲使微者。卿也。卿則其稱人何。貶。曷爲貶。卿不得愛諸侯也）

とあり、何休注に、「大夫の義は、内を愛ふるを得、外を愛ふるを得ず。臣道を抑ふる所以なるを明らかにするなり」という。

⑤ 『論語』季子篇に、

天下道有らば、則ち政は大夫に在らず。天下道有れば、則ち庶人議せず。（天下有道、則政不在大夫。天下有道、則庶人不議）

とある。

⑥ 『春秋』襄公十六年經に、

三月、公、晉侯・宋公・衛侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾婁子・薛伯・杞伯・小邾婁子に涙梁に會す。戊寅、大夫盟ぶ。（三月、公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾婁子薛伯杞伯小邾婁子于涙梁。戊寅、大夫盟）

とあり、その『公羊傳』に、

諸侯皆是に在り。其の大夫盟ぶと言ふは何ぞや。信、大夫に在ればなり。何ぞ信、大夫に在りと言ふ。徧ひへに天下の大夫を刺さればなり。曷爲なんぞ徧ひへに天下の大夫を刺さる。君は贊施さんせきの若く然り。（諸侯皆在是。其言大夫盟ぶ。信在大夫也。何言乎信在大夫。徧刺天下之大夫也。曷爲なんぞ徧刺天下之大夫。君若贊施然）

とある。

⑦ 「間」について、蘇興は、「間」は隙なり。即ち『孟子』の『連、間を

得たり』の『問』なり。『信、大夫に在り』と『平らぎ大夫に在り』は、一

は刺り一は大とす。其の旨同じからず。是れ文に間隙有りて、疑ひ此れより出づ。下の『此れ惑ふ所なり』と、語意一例なり」という。

⑧ 「臣有惡擅名美」を、盧文弨は、「大典本は『臣有惡君名美』を作る。疑ふらくは當に『惡臣擅君名美』を作るべし」とい、蘇興は盧校に従う。

冒廣生（『校釋』引）は「『惡』は鳥路の切に讀む。忠臣は美名を擅にするを惡むを言ふ。故に顯諫せず。盧注は非なり」とい、盧注を否定している。「鳥路の切」は「にくむ」という意味である。とりあえず冒廣生に従う。

「有」は『校釋』に従つて「又」に読む。

⑨ 『尚書』君陳は偽古文であり、『禮記』坊記引の君陳に基づいている。その『禮記』坊記には、

子曰く、善には則ち君を稱し、過には則ち己を稱すれば、則ち民、忠に作らん。『君陳』に曰く、「爾、嘉謀・嘉猷有らば、入りて爾の君に内に告げ、女乃ち之に外に順ひて、曰く、此の謀、此の猷は、惟我

が君の徳なり。於乎、是れ惟良に顯なるかな」。（子曰、善則稱君、

過則稱己、則民作忠。君陳曰、爾有嘉謀嘉猷、入告爾君子内、女乃順之于外、曰、此謀此猷、惟我君之徳。於乎、是惟良顯哉）

とあり、蘇興は、坊記の一文を引いて、「案するに、本書は坊記引と同じ、

當に是れ今文『尚書』説なるべし。此れは人臣たる者の爲に之を言ふ。故に「人臣の法なり」と曰ふ。偽書以て成王の語と爲すは、則ち倫ならず。先儒に成王失言の疑ひ有る所以なり（『困學紀聞』に見ゆ）。鄭、坊記に注して、『是れ惟良に顯なるかなとは、君の徳を美とするなり』と云ふ。此れに據れば則ち董は良大夫を以て良顯を説く。鄭と同じからず。『穀梁』六年傳に、『土造辟而言、詭詞而出』といふも、亦『書』の義を用ふ」とい。う。

⑩ 蘇興は、「春秋」に變科有り、常科有り、各おの時地に因りて之を用ふ。

常を以て變を概す可からず、亦變を釐^はせて常を忽せにす可からず。是の故に學を共にして道に適けば、以て常を語る可し。立てば則ち以て變を語る可し。權も亦變の精なる者なり。『春秋』、此れを言へば、則ち愈いよ慎しむ」という。

(11) 「一曲」について、『荀子』解蔽篇に、

凡そ人の患は、一曲に蔽はれて大理に闇し。(凡人之患、蔽於一曲而闇於大理)

とあり、その楊倞注に、「一曲は一端の曲説なり」という。さらに同篇に、曲知の人は、道の一隅を観て、未だ之を識る能はざるなり。(曲知之人、觀於道之一隅、而未之能識也)

『淮南子』繆稱訓に、

一曲を察する者は、與に化を言ふ可からず。(察一曲者、不可與言化)とある。

(12) 「獨」字について、蘇興は、「獨」天啓本は「術」に作り、傍注に『或いは「獨」を作る』といふ。凌本は『術』に作り、原注の『術疑ふらくは獨を作る』を引く」とい、俞樾は、「術」は當に讀みて『通』と爲すべし。『爾雅』解詁『釋文』に孫炎を引きて『通は古の述字』と云ふ。述は術と通じ、術・通同字ならば、則ち術・通も亦同字なり。『匡謬正俗』に『逸禮記』の『知天文者冠鶴』を引く。鶴字、音聿、亦術の音有り。故に禮の『衣服圖』及び蔡邕『獨斷』には、『術氏の冠と爲す』と謂ふ。顏説を以て之を推せば、術は通じて鶴に作れば、亦通じて通に作る。『爾雅』は『通』を訓じて『自』と爲す。『通修の義』とは即ち『自修の義』、正に『雷同』の義と相對して文を成す。『詩』文王篇に『聿修厥德』といふ。疑ふらくは、

三家詩に『通修』を作りて、訓じて『自』と爲す者有らん。董子の此の言

は即ち『詩』の文に本づくのみ」という。

(13) 「驚」字について、蘇興は、「驚は初めて動くの情なり。惟だ聖人のみ心

に從ひて矩を踰えず、隨處夫の天理に合すると爲す。聖人より以下は、捨亡する所無き能はず。物に觸れて初めて動くの時、天理を見る。故に『易』に、『復は其れ天地の心を見る』と曰ふ。『復』とは冬至に一陽初めて動くの時なり。『孟子』の所謂『乍ち孺子の井に入るを見て、惻隱の心生ず』も亦其の初めて動くの時なり。即し其れ失有るも、猶ほ當に其の一美を取るべし。『嫂溺れ、之を援ぐに手を以てす』は、其の仁を取りて其の禮を責めざるも、亦是の若し」という。

(14) 『詩』は邶風・谷風の一節。蘇興は、「此れは度制篇、此の詩を引くと義異なる。左僖三十三年傳、『詩』を引きて、下に『君取節焉可也』と云ひ、

『列女傳』賢明篇に『詩』を引きて、『人と寒苦を同じくし、小過有りと雖も、猶ほ之と死を同じくして去らず。况んや新に安んじ舊を去るに於てをや』と云ひ、『潛夫論』論榮篇に、『詩に、葑を采り葑を采るは、下體を以てする無れと云ふ。故に苟しくも大美の世に尚ばる可き有らば、則ち細行小瑕と雖も、曷ぞ以て累と爲すに足らんや』といひ、鄭、坊記に注して『人の交は當に葑を采り葑を采るが如くなるべし、一善を取るのみ。君子は一人に備はるを求めず』と云ふ。並びに此と文義同じ。鄭も亦今文説を用ふるなり」という。

(15) 蘇興は、『鹽鐵論』世務論の、

宋の華元、楚の司馬子反の相観るや、符契内合し、誠に以て相信する有るなり。(宋華元、楚司馬子反之相観也、符契内合、誠有以相信也)を引く。また錢塘は『不意』の下、當に『宋』字有るべし」というが、蘇興は、「之」は『其』と同じ」という。蘇興に従い、「之」を「その」と訓じる。

(16) 「庶」字について、蘇興は、「釋名」に『庶は猶ほ撫の』ときなり」といふ。撫拾の意なり。子反但だ常禮に違ふのみ。仁有り質有り、禮を爲すを成さずと雖も、而れども未だ始めより禮の意無くんばあらず。禮讓文質

は、實は仁を以て禮と爲す者なり」という。

(17) 『論語』衛靈公に、

子曰く、仁に當りては師にも讓らず。（子曰、當仁不讓於師）
とあり、その『集解』は孔安國を引いて、「仁の事を行ふに當りては、復た
師にも讓らず。仁を行ふの急なるを言ふ」とある。『後漢書』王望傳に、
望、軍を行部し、便宜を以て在る所の布粟を出だして飢民を振ふ。鐘
離意、望を讒して曰く、「昔、華元と子反は、楚の良臣なり。君命を稟
けずして、擅^{ほし}に一國を平らぐ。『春秋』の義、以て美談と爲す。今
望、義を懷き罪を忘れ、仁に當りては讓らず、若し之を繩^はるに法を以
てすれば、其の本情を忽^{ゆが}せにし、將に聖朝愛育の旨に乖^ひらんとす」。
(望行部軍、以便宜出所在布粟振飢民。鐘離意譏望曰、昔華元子反、
楚之良臣、不稟君命、擅平一國。春秋義之、以爲美談。今望懷義忘罪、
當仁不讓、若繩之以法、忽其本情、將乖聖朝愛育之旨)

とある。

(18) 『春秋』哀公四年經に、

春、王三月庚戌、盜、蔡侯申を弑す。（春、王三月庚戌、盜弑蔡侯申）
とあり、その『公羊傳』に、
君を弑するに、賤しき者は諸を人に窮む。此は其の盜と稱して以て弑
いふは何ぞや。賤しきより賤しき者なればなり。賤しきより賤しき者
とは、孰^{なれ}をか謂ふ。罪人を謂ふなり。（弑君、賤者窮諸人。此其稱盜以
弑何。賤乎賤者也。賤乎賤者孰謂。謂罪人也）
とある。蘇軾はこれを引いて、「案するに、人と稱するは賤し、盜と稱する
は尤も賤し」という。

問——司馬子反は君のために（宋の）偵察に赴きながら、君の命令を無視して敵におのが国の実状を教え、相手の要請にしたがつて宋と和平を結んだ。このような行為は国内に對しては政治を壊滅するものであり、国外に對しては名声をひとりじめするものである。政治を勝手に壊滅することは、君を輕視することであり、名声をひとりじめすることは、臣下としてはやつてはいけないことである。それなのに『春秋』が（司馬子反の）行為を賞賛しているのはいかなる理由によるのか。

答——（司馬子反は）人をいたみかなしむ感情をもつていたため、一国の人民が飢餓に苦しみ、たがいにむさぼりあうのにしひなかつた。恩愛を推し広めるものは（恩愛が）遠く広くおよぼされ、仁を行うものは（仁が意識せずに心から）自然にあふれだし、うるわしい。今、子反は心の底から宋の人民を憐れに思い、周りの状況を考える余裕がなかつたのである。だから（春秋）は（彼を賞賛したのである。

反論——『春秋』の法では、卿は他国の諸侯のことを心配する立場にはなく、政治の実権は大夫の手はない。子反は楚の臣でありながら宋の人民を憐れんだ。これは他国の諸侯のことを心配するということである。自分の君に復命せずに敵と和平を結んだ。これは政治の実権が大夫の手にあるということである。溴梁の会盟の場合は、実権が大夫にあつたので、『春秋』はそつていて。これは大夫が君の尊位を奪つ（て勝手に会盟し）たからである。（しかし司馬子反のように）和平を結んだ主体が大夫にあつた場合、やはり大夫が君の尊位を奪つ（て勝手に会盟し）たことにほかならない。それなのに『春秋』は賞賛している。これが私が矛盾に感じることである。

なおかつ『春秋』の義では、臣下が君の名声をひとりじめするのをにくむ。だから忠臣があからさまに諫言しないのは、（諫言の結果が）君から出たようによるとしたからである。『書經』に「なんぢによい考え方やよいはかり」とがあれば、朝廷に行つて内密になんぢの君に告げなさい。そしてなんぢは朝

廷の外でそのはかりごとを実行し、『この考え方やはかりごとはわれらが君の徳のなせるわざです』といいたまえ」とある。これが人臣としてのあり方である。昔のすぐれた大夫が君に仕えるあり方は、いづれもこのようであつた。さて今、子反は君から遠く離れたわけではないのに、復命せずに和平を結んだ。莊王は引見することができたのに、なにも告げなかつた。(『春秋』は)いづれも(楚と宋の)二国の難を救うために、やむをえない仕儀であつたとするが、君の名声を奪つていていることについてはどう考えているのか。これが私が疑問に思うことです。

答——『春秋』の道には、もちろん常法と変則がある。変則は非常事に用い、常法は平常時に用いる。それぞれその適用範囲内に用いられるだけで、妨げあうことはない。さて今、諸君の言つていることはいづれも天下の常法であり、付和雷同の意見である。子反の行為は局所に通用する変則であつて、彼が独自に身につけた考えである。そもそも目撃したことに驚いて顔色を変え、びっくりして大切な事を忘れるのは人情である。驚いた時に人がどういう行動をとるかという心情を理解できる人は、人が驚いた時にとつた行動のうちのよい点を評価し、過失をいたたてたりはしない。『詩經』に「かぶらやねぎをとるのに、根や茎で判断してはならない」というのは、このことを言つてゐるのである。さて今、子反は宋の偵察に行き、人がたがいにくらいあつてゐるということを聞き、とても驚いて憐れに思い、宋がこれほどの惨状になつてゐるとは思いもよらなかつた。そこで動搖して目は泳ぎ、通常の礼とは異なる行動をしてしまつたのである。礼は仁を根本とし、文と質が備わつてはじめて一体となるのである。今、人がたがいにくらいあうのは、仁を喪失した行為である。(仁を喪失していれば)どうして礼にかなつた行為ができるであろうか。本質を救おうとしているときに、どうして文(形式)にかまつている暇があろうか。だから(孔子が)「仁を行ふにあたつては師にもやさらない」というのは、このことをいつてゐるのである。『春秋』の言葉にい

わゆる「賤しき者」というのがあり、「賤しき者より賤しき者」がある。そもそも「賤しき者より賤しき者」があるならば、「貴き者より貴き者」があるはずである。今、「譲」という観念は、『春秋』がたつとぶことである。しかし人がたがいにくらいあうのを見、人骨で炊飯するのに驚き、このような状況を救おうと思つて(君主に対する)譲を忘れてしまつたのである。君子の道には、譲より貴いものがある。だから『春秋』を説くものは、平常時に用いる常義だけが正しいことと考えて、非常時に用いる変則が誤りだと疑うようなことがなければ、『春秋』の義は理解できるであろう。

春秋記天下之得失、而見所以然之故。甚幽而明、無傳而著、不可不察也。
夫泰山之爲大、弗察弗見。而况微眇者乎。故案春秋而適往事、窮其端而視其故。得志之君子、有喜之人、不可不慎也。

齊頃公親齊桓公之孫、國固廣大、而地勢便利矣。又得霸主之餘尊、而志加於諸侯。以此之故、難使會同、而易使驕奢。即位九年、未嘗肯一與會同之事、有怒魯衛之志、而不從諸侯於清丘斷道。春往伐魯、入其北郊、顧返伐衛、敗之新築。當是時也、方乘勝而志廣、大國往聘、慢而弗敬其使者。晉魯俱怒、內悉其衆、外得黨與曹衛、四國相輔、大困之寢、獲齊頃公、斬逢丑父。深本頃公之所以大辱身、幾亡國、爲天下笑、其端乃從懾魯勝衛起。伐魯、魯不敢出、擊衛、大敗之。因得氣而〔謂〕①無敵國、以興患也。故曰、得志有喜、不可不戒、此其效也。自是之後、頃公恐懼、不聽聲樂、不飲酒食肉、內愛百姓、問疾弔喪、外敬諸侯、從會與盟。卒終其身、國家安寧。是福之本生於憂、而禍起於喜也。嗚呼、物之所由然、其於人切近。可不省邪。

【校記】

① 劉師培に従い、「謂」字を補う。

さる可けんや。

【書き下し文】

『春秋』は天下の得失を記して、然る所以の故を見はす①。甚だ幽にして明らか、傳無くして著はる、察せざる可からざるなり。夫れ泰山の大爲るも、察せざれば見へず。而るに况んや微妙なる者をや。故に『春秋』を案じて往事を適へ②、其の端を窮めて其の故を視る③。志を得るの君子、喜び有るの

人、慎しまざる可からざるなり。

齊の頃公は親齊の桓公の孫④、國固より廣大にして、地勢便利なり。又霸主の餘尊を得て、志、諸侯に加ふ⑤。此の故を以て、會同せしめ難くして、驕奢ならしめ易し。位に即きて九年、未だ嘗て一たびも會同の事に與るを肯んぜず、魯・衛に怒るの志有りて、諸侯に清丘・斷道に從はず⑥。春往きて魯を伐ち、其の北郊に入り、顧り返りて衛を伐ち、之を新築に敗る⑦。是の時に當りて、方に勝ちに乗じて志廣く、大國往きて聘するも、慢りて其の使者を敬せず⑧。晉・魯俱に怒り、内、其の衆を悉し、外、黨與を曹・衛に得、四國相輔け、大いに之を羣に困しめ⑨、齊の頃公を獲へ、逢丑父を斬る⑩。深く頃公の大いに身を辱しめ、幾んど國を亡ぼし、天下の笑ひと爲る所以を本ぬるに、其の端は乃ち魯を懾し衛に勝つより起る。魯を伐つも魯敢て出でず、衛を擊ち大いに之を敗る。氣を得て敵國無しと謂ふに因りて、以て患を興すなり。故に「志を得て喜び有るは、戒しめざる可からず」と曰ふは、此れの效なり。是れよりの後、頃公恐懼して、聲樂を聽かず、酒を飲み肉を食はず。内、百姓を愛し、疾を問ひ喪を弔ひ⑪、外、諸侯を敬ひ、會に從ひ盟に與る⑫。卒に其の身を終ふるまで、國家安寧なり。是れ福の本は憂より生じ、禍は喜より起るなり。嗚呼、物の然る所由は、其れ人に於て切近なり。省み

【注】

① 蘇興は、「春秋」は天下の得失を記するのみにして、其の然る所以の故は甚だ微なり、累累として之を説く能はざるなり。『春秋』を學ぶ者に在りては、效に因りて以て其の本を求む。故に『甚だ幽にして明らか、傳無くして著はる』と云ふ。『傳』は猶ほ説のごときなり」という。

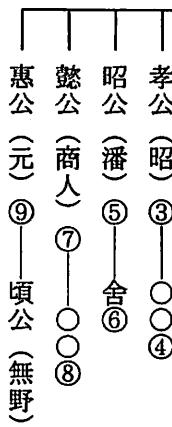
② 「適」について、『尚書大傳』注に「適は得なり」とあり、愈樾は、「詩」殷武篇の『勿予禍適』の『釋文』に韓詩を引きて「適は數なり」と云ふ。適は責數の數と爲し、亦計數の數と爲す可し。『春秋』を按して往事を適ふ」とは、猶ほ往事を數ふと云ふが」とし」という。また張惠言（『校釋』引）は、「文選」王命論の『以爲適遭暴亂』の注に「適は猶ほ偶のごときなり」と曰ふ。或いは「通なり」と曰ふ。『莊子』至樂の『而形有所適也』の『釋文』に『適、本通に作る』といふ」という。

③ 蘇興は、「春秋」は一世の書に非ざるなり。亂の萌しを未然に絶ち、變事の起る所を示し、人をして患を防ぎて道に復らしめ、往を鑒て以て來を懲らす所以なり。故に本書十指は事變の至る所を見るを以て一指と爲す。仁義法に、「物の動くを觀て、先づ其の萌すを覺り、亂を絶ち害を將然にして未だ形はれざるの時に塞ぐ」（觀物之動、而先覺其萌、絕亂塞害、於將然而未形之時）と云ひ、二端篇に、「微細を無端の處に覽求すれば、誠に小の將に大と爲らんとし、微の將に著と爲らんとするを知るなり。吉凶未だ形はれざるに、聖人獨り立つ所なり」（覽求微細於無端之處、誠知小之將爲大也、微之將爲著也。吉凶未形、聖人所獨立也）と云ふ。此れ皆『春秋』の志なり。夫れ患至りて防がば、常に及ばざるに苦しむ。其の微妙に當たりては、又復た察し難く、大いに盛んなるを憂ひ易し。而して『春秋』は喜

び有るを戒しむ。君子、從事する所を知る可し」という。

④ 齊の頃公は桓公の孫ではあるが、桓公の死後、子や孫の間で篡弑が相繼ぎ、頃公が即位したのは、桓公の死から四十五年後のことである。桓公以後の世系は次のとおり。

桓公①——無詭②



⑤ 蘇興は、「桓公以後、篡弑相尋ぎ、霸業替る。頃公驕奢し、自ら以て餘尊に席すと爲す」という。

⑥ 齊の頃公の即位は魯の宣公十一年（前五九八）のことで、宣公十二年の清丘の会（「晉人宋人衛人曹人盟于清丘」）、宣公十七年の断道の会（「己未、公會晉侯衛侯曹伯邾婁子、同盟于斷道」）、いづれの会にも齊は参加しなかつた。

⑦ 成公二年、春、齊は魯の北郊を伐ち（「春、齊侯伐我北鄙」）、夏四月、衛と新築で戦い、衛を敗つた（「四月丙戌、衛孫良夫帥師及齊師戰于新築。衛師敗績」）。

⑧ 「大國」とは晉と魯を指す。成公二年『公羊傳』に、それ以前の事として、

此れより前、晉の郤克と臧孫許と、時を同じくして齊に聘す。蕭同姪子なる者は、齊君の母なり。榕に踊りて客を窺へば、則ち客或いは跛、或いは眇。是に於て跛者をして跛者を迂へしめ、眇者をして眇者を迂へしむ。二大夫出で、相與に間に躊躇て語る。日を移して、然る後に相去る。齊人皆曰く、「患の起るは、必ず此れより始まる」。二大夫歸り、相與に師を率ゐて審の戦を爲す。齊師大敗す。（前此者、晉郤克與

臧孫許、同時而聘于齊。蕭同姪子者、齊君之母也。踊于階而窺客、則客或跛或眇。於是使跛者迂跛者、使眇者迂眇者。二大夫出、相與躊躇而語。移日、然後相去。齊人皆曰、患之起、必自此始。二大夫歸、相與率師爲審之戰。齊師大敗）

という話を載せる。『左傳』によれば、これは宣公十七年のこととする。宣公十七年『左傳』に、

十七年、春、晉侯、郤克をして會を齊に徵せしむ。齊の頃公、婦人に帷して之を觀せしむ。郤子登る。婦人、房に笑ふ。獻子怒る。出でて誓ひて曰く、「これに報ひざる所のものは、能く河を涉る無からん」。獻子先づ歸り、樂京廬をして命を齊に待たしめて、曰く、「齊の事を得ざれば、復命すること無れ」。郤子至り、齊を伐たんことを請ふ。晉侯許さず。其の私屬を以てせんと請ふ。又許さず。（十七年、春、晉侯使郤克徵會于齊。齊頃公帷婦人使觀之。郤子登。婦人笑於房。獻子怒、出而誓曰、所不此報、無能涉河。獻子先歸、使樂京廬待命于齊、曰、不得齊事、無復命矣。郤子至、請伐齊。晉侯弗許。請以其私屬。又弗許）

とある。

⑨ 宣公十七年、齊の対応に激怒した魯と晉の使者は示し合わせて齊を伐つることを誓い、新築で齊に敗れた衛と、曹と協力して、成公二年に齊を審で敗つた。『春秋』成公二年経に、

六月癸酉、季孫行父・臧孫許・叔孫僕如・公孫嬰齊・師を帥ゐて晉の郤克・衛の孫良夫・曹の公子手に會して齊侯と審に戰ふ。齊師敗績す。（六月癸酉、季孫行父臧孫許叔孫僕如公孫嬰齊帥師會晉郤克衛孫良夫曹公子手及齊侯戰于審。齊師敗績）

とある。

⑩ 成公二年の審の戦いで、齊の頃公はあやうく獲えられそうになり、逢丑

父が頃公の身代わりとなつて獲えられて斬首された。成公二年『公羊傳』に、

酒、不食肉。請皆反其所取侵地) とある。

師、齊侯を還る。晉の郤克、戟を投げて遂巡し、馬前に再拜稽首す。逢丑父なる者は、頃公の車右なり。面目、頃公と相似たり。衣服、頃

公と相似たり。頃公に代りて左に當る。頃公をして飲を取らしむ。頃公、飲を操りて至る。曰く、「革めて清なる者を取り」。頃公是を用て佚して反らず。逢丑父曰く、「吾れ社稷の神靈に頼り、吾が君已に免がれたり」。郤克曰く、「三軍を欺く者、其の法奈何」。曰く、「斬を法とする」。是に於て逢丑父を斬る。(師還齊侯。晉郤克投戟遂巡、再拜稽首馬前。逢丑父者、頃公之車右也。面目與頃公相似。衣服與頃公相似。代頃公當左。使頃公取飲。頃公操飲而至。曰、革取清者。頃公用是佚而不反。逢丑父曰、吾頼社稷之神靈。吾君已免矣。郤克曰、欺三軍者、其法奈何。曰、法斬。於是斬逢丑父)

とある。ただ『左傳』によれば逢丑父は赦免されている。

成公五年

十有二月己丑、公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯邾婁子杞伯、同盟于蟲牢。

成公九年

公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯邾婁子杞伯、同盟于馬陵。

成公九年

公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯邾婁子杞伯、同盟于蒲。

【現代語訳】

(11) 齊の頃公は、成公二年に晉の戦いで敗れてから、身をつつしみ、酒を断ち、肉を食らはず、病人を見舞い、死者を弔つた。『春秋』成公八年経に、八年、春、晉侯、韓穿をして來り、汝陽の田を言ひ、之を齊に歸さしむ。(八年、春、晉侯使韓穿來、言汝陽之田、歸之于齊) とあり、その『公羊傳』に、

『春秋』は天下の得失を記録して、(物事が) そななる理由をはつきり示している。(しかしその示し方は)きわめて幽遠であるが明らかであり、説明はしないがはつきりしている。よく推察しなければならない。そもそも泰山の巨大さも見ようとする意志がなければ見えない。ましてや微小なものであればなおさらである。だから『春秋』をよく調べて過去の出来事をかぞえあげ、出来事の端緒をみきわめ、その理由を観察する。願いがかなつた君子やよろこばしい事があつた人は、より慎重にみきわめなければならない。

齊の頃公は齊の桓公の孫という身であり、国土はもちろん広大であり、地勢もすぐれていた。さらに霸王(であつた桓公)の餘光を得て、みづからも諸侯に霸者たろうとする意欲をもつていた。そのため会盟に参加させるのはむずかしく、傲慢な態度となりやすかつた。位について九年、一度も会盟に

参加するのを承知せず、魯や衛を深く怨みに思い、清丘や断道における諸侯の会盟にも参加しなかった。(成公二年)春に魯を攻撃し、魯の北郊に侵入し、兵を返して衛を攻撃し、衛の軍を新築で破つた。このころ、勝ちに乗じて頃公の野心は広がり、大国(である晉と魯)が聘問にやってきても、あなどつて使者に敬意をはらわなかつた。(このような齊の対応に対して)晉と魯は激怒し、国内では民衆を集め(て軍を編成し)、国外では曹と(齊に敗れた)衛を仲間にひきいれ、(晉・魯・曹・衛の)四国は助け合い、齊を羣に苦しめ、齊の頃公をとらえ、逢丑父を斬つた。頃公がその身を恥ずかしめ、國を滅亡の危機におどしいれ、天下の笑いものとなつた原因を徹底的に究明すると、その発端は魯をおどし、衛に勝利したところからはじまつた。魯を攻撃したが、魯はあえて出兵しなかつた。そこで衛を攻撃して大いに撃ち敗つた。勝運の運気に乗つて、対抗する敵国がいないことによつて、この禍害を招いたのである。だから「願いがかない、よろこばしい事があつた時は、よりいつう戒しめなければならない」というのは、その証拠である。これ以後、頃公は恐れおののき、音楽も聴かず、酒も飲まず、肉もくらわず、国内では百姓をいつくしみ、病人を見舞い、死者を弔問し、国外では諸侯をうやまい、会盟にも自らすんで参加した。(その結果)頃公の在世中は、国家は安泰であつた。これは幸福の原因是愛いから生まれ、禍害の原因是喜びからおこるということをいつてるのである。ああ、あらゆる物事がこうであつて、人に対しても密接な関係がある。よく省察しなければならない。

六

逢丑父殺其身、以生其君。何以不得謂知權。丑父欺晉、祭仲許宋、俱枉正以存其君。然而丑父之所爲、難於祭仲。祭仲見賢、而丑父猶見非、何也。

曰、是非難別者在此。此其嫌疑相似、而不同理者。不可不察。夫去位而避

兄弟者、君子之所甚貴。獲虜逃遁者、君子之所甚賤。祭仲措其君於人所甚貴、以生其君。故春秋以爲知權而賢之。丑父措其君於人所甚賤、以生其君。春秋以爲不知權而簡之。其俱枉正以存君相似也。其使君榮之與使君辱不同理。故凡人之有爲也、前枉而後義者、謂之中權。雖不能成、春秋善之。魯隱公鄭祭仲是也。前正而後有枉者、謂之邪道。雖能成之、春秋不愛。齊頃公・逢丑父、是也。

夫冒大辱以生、其情無樂。故賢人不爲也。而衆人疑焉。

春秋以爲人之不知義而疑也、故示之以義。曰、國滅君死之、正也。正也者正於天之爲人性命也。天之爲人性命、使行仁義而羞可恥。非若鳥獸然。苟爲生苟爲利而已。是故春秋推天施、而順人理。以至尊爲不可以加於至辱大羞、故獲者絕之。以至辱爲亦不可以加於至尊大位、故雖(失)「復」①位弗君也。已反國復在位矣、而春秋猶有不君之辭。況其溷然方獲而虜邪。其於義也、非君定矣。若非君則丑父何權矣。故欺三軍、爲大罪於晉。其免頃公、爲辱宗廟於齊。是以雖難而春秋不愛。丑父大義、宜言於頃公、曰、君慢侮而怒諸侯。是失禮大矣。今被大辱而弗能死、是無恥也。而復重罪。請俱死無辱宗廟、無羞社稷。如此雖陷其身、尚有廉名。當此之時、死賢於生。故君子生以辱、不仁如死以榮、正是之謂也。由法論之、則丑父欺而不中權、忠而不中義。以爲不然。復察春秋、春秋之序辭也、置王於春正之間。非曰上奉天施而下正人、然後可以爲王也云爾。今善善惡惡、好榮憎辱、非人能自生。此天施之在人者也。君子以天施之在人者聽之、則丑父弗忠也。天施之在人者、使人有廉恥。有廉恥者不生於大辱。大辱莫甚於去南面之位、而束獲爲虜也。曾子曰、辱若可避、避之而已。及其不可避、君子視死如歸。謂如頃公者也。

【校記】

① 「失位」　冒廣生(『校釋』引)は「得位」ではないかとし、『校釋』は

「復位」の誤りではないかとする。今『校釋』に従い、「復位」に改める。

【書き下し文】

逢丑父、其の身を殺して以て其の君を生かす①。何を以て權を知ると謂ふを得ざる。丑父は晉を欺き、祭仲は宋を許し②、俱に正を枉げて以て其の君を存す。然り而して丑父の爲す所、祭仲より難し。祭仲は賢とせらるるに、而るに丑父は猶ほ非とせらるるは、何ぞや。

曰く、是非の別ち難き者は此に在り。此れ其の嫌疑相似るも、而も理を同じくせざるは、察せざるべからず。夫れ位を去りて兄弟を避くるは③、君子の甚だ貴ぶ所なり。獲虜せられ逃遁する者は、君子の甚だ賤しむ所なり。祭仲は其の君を人の甚だ貴ぶ所に措きて、以て其の君を生かす。故に『春秋』は以て權を知ると爲して之を賢とす。丑父は其の君を人の甚だ賤しむ所に措きて、以て其の君を生かす。『春秋』は以て權を知らずと爲して之を簡にする。

其の俱に正を枉げて以て君を存すること相似たるなり。其の君をして之を榮ならしむると君をして辱かしむるとは理を同じくせず④。故に凡そ人の爲す有るや、前に枉なるも而も後に義なるは、之を權に中ると謂ふ⑤。成す能はずと雖も、『春秋』は之を善みす。魯の隱公⑥、鄭の祭仲は是れなり。前にも正なるも而も後に枉有るは、之を邪道と謂ふ。能く之を成すと雖も、『春秋』は愛せず。齊の頃公、逢丑父は、是れなり。

夫れ大辱を冒して以て生くるは、其の情、樂しむ無し。故に賢人は爲さるなり。而るに衆人は焉を疑ふ。

『春秋』は以て人の義を知らずして疑ふと爲すなり。故に之を示すに義を以てす。曰く、「國滅び、君之に死するは、正なり」⑦と。正なりとは、天の人の性命を爲すに正なり。天の人の性命を爲すは、仁義を行ひて恥すべきを羞ぢしむるなり。鳥獸然として苟も生を爲し、苟も利を爲すが若きのみ

【注】

に非ず。是の故に『春秋』は天施を推して、人理に順ふ。至尊は以て至辱大羞に加ふべからずと爲すを以て、故に獲はるる者は之を絶つ⑧。至辱は亦以て至尊大位に加ふべからずと爲すを以て、故に位に復ると雖も君たらず。已に國に反りて復た位に在るも而も『春秋』は猶ほ君たらざるの辭有り⑨。況んや其の溷然として⑩方に獲はれて虜となるをや。其の義に於けるや、君に非ざること定まり。若し君に非ざれば則ち丑父、何ぞ權なる。故に三軍を欺くは、大罪を晉に爲す。其の頃公を免すは、宗廟を齊に辱しむと爲すなり。是以て難しと雖も而も『春秋』は愛せず。丑父の大義、宜しく頃公に言ふべくして曰く、「君、慢侮して諸侯を怒らす。是れ禮を失ふこと大なり。今、大辱を被るも而も死する能はざるは、是れ恥無きなり。而して復た罪を重ねるなり。請ふ俱に死し、宗廟を辱しむる無く、社稷を羞しむること無ならん」と。此の如くんば其の身を陥すと雖も、尚ほ廉名⑪有らん。此の時に當りて、死は生より賢る。故に君子は生きて以て辱しめらるるは、死して以て榮なるに如かずとは、正に是を之れ謂へるなり⑫。法に由りて之を論すれば、則ち丑父は欺けども而も權に中らず、忠なれども而も義に中らず。以て然らずと爲さんか。復た『春秋』を察するに、『春秋』の辭を序するや、王を春正の間に置く。上は天施を奉じて下は人を正し、然る後に以て王たるべきのみと曰ふに非ずや⑬。今、善を善として惡を惡とし、榮好みで辱を憎むは、人の能く自ら生ずるに非ず。此れ天施の人にある者なり。君子は天施の人にある者を以て之を聽けば⑭、則ち丑父は忠ならざるなり。天施の人にある者は、人をして廉恥有らしむ。廉恥有る者は大辱に生きず。大辱は南面の位を去りて、東獲せられて虜と爲るより甚だしきは莫きなり。曾子曰く、「辱は若し避くべくんば、之を避くるのみ。其の避くべからざるに及びては、君子は死を視ること歸するが如し」⑮と。頃公の如き者を謂へるなり⑯。

① 本篇第五節注⑩に引いたように、成公二年の晉の戦いで、齊の頃公はあやうく獲えられそうになつたが、逢丑父が晋を欺いて頃公の身代わりとなつて獲えられて斬首されたことを指す。しかし逢丑父のこの行為は「權を知ると謂ふを得ざる」ものだと言う。

② 「祭仲」のことを「權を知ると爲す」とについての詳細は、桓公十一年「九月、宋人執鄭祭仲」の条の『公羊傳』に、
 祭仲とは何ぞ。鄭の相なり。何を以て名いはざる。賢なればなり。何ぞ祭仲を賢とする。以て權を知ると爲せばなり。其の權を知ると爲すこと奈何。古は鄭國、留に處り、先の鄭伯に、鄧公に善みする者有り。夫人に通じて、以て其の國を取りて鄭に遷して留を野とす。莊公死して已に葬らる。祭仲將に留に往省せんとして、塗、宋に出づるに、宋人、之を執へて之に謂ひて曰く、我が爲に忽を出だして突を立てよ。祭仲、其の言に従はざれば、則ち君必ず死し、國必ず亡びん。其の言に従へば、則ち君は生を以て死に易ふべく、國は存を以て亡に易ふべくして、忽は故より反るべし。是れ得べからざれば、則ち突は故より反るべし。是れ得べからざれば則ち病むも、然る後に鄭國有り。

古人の權有る者、祭仲の權是れなり。權とは何ぞ。權とは經に反して、然る後に善有る者なり。權を之れ設くる所は、死亡を含めて設くる所無し。權を行ふには道有り。自ら貶損して以て權を行ひ、人を害して以て權を行なはず。人を殺して以て自ら生き、人を亡ぼして以て自ら存するは、君子は爲さざるなり。(祭仲者何。鄭相也。何以不名。賢也。何賢乎祭仲。以爲知權也。其爲知權奈何。古者鄭國處于留、先鄭伯有善于鄧公者、通乎夫人、以取其國而遷鄭焉、而野留。莊公死已葬。祭仲將往省于留、塗出于宋、宋人執之謂之曰、爲我出忽而立突。祭仲不從其言、則君必死、國必亡。從其言、則君可以生易死、國可以存易亡、

少遼緩之、則突可故出、而忽可故反。是不可得則病、然後有鄭國。古人有權者、祭仲之權、是也。權者何。權者反於經、然後有善者也。權之所設、舍死亡無所設。行權有道。自貶損以行權、不害人以行權。殺人以自生、亡人以自存、君子不爲也)

とあり、祭仲は、公子突を君主として立てよという宋の要求を、一時的に許したが、その事によつて公子忽を守り、國を存続させることができ、最終的には公子忽を即位させることができたのである。引用中に「權とは經に反して、然る後に善有る者なり」とあるように、一時的には正道(經)に背くが、最終的には良い結果に導く行為を「權」と言う。

〔校釋〕は、さらに『漢書』鄒陽伝(賈鄒枚路傳第二十一)に、

昔者鄭の祭仲、宋人を許して公子突を立てて、以て其の君を活かすは、義に非ざるなり。『春秋』は之を記して、其の生を以て死に易へ、存を以て亡に易ふと爲すなり。(昔者鄭祭仲許宋人立公子突、以活其君、非義也。春秋記之、爲其以生易死、以存易亡也)

とあるのを引く。

③ 「避兄弟」について、凌曙は、「鄭忽、衛に奔り、弟突、鄭に歸るは、是れ兄弟を避くるなり」と言う。

④ 「位を去りて兄弟を避くる」行為、すなわち「君子の甚だ貴ぶ所」の行為をさせた祭仲と、「獲虜せられ逃遁する」行為、すなわち「君子の甚だ賤しう所」の行為をさせた逢丑父との相違である。

⑤ 蘇軾は公羊が「權」義を説くことは甚だ厳格であり、「權」の実行については、凡庶の真似できるものではないという。注②の引用中に「權を之れ設くる所は、死亡を含めて設くる所無し」とあるように、「權」を行うことのできる場合が「死亡」に関わる場合のみに限定されると言う。

また、同じく注②の引用中に「權を行ふには道有り。自ら貶損して以て權を行ひ、人を害して以て權を行なはず。人を殺して以て自生き、人を亡

ぼして以て自ら存するは、君子は爲さざるなり」とあり、「自らをおとしめて權を行うのであつて、人を傷つけて權を行うのではない」というやり方が示されている。

さらに蘇興は、『墨子』大取篇に、

體する所の中に於いて、輕重を權する、之を權と謂ふ。權は是を爲すに

非ざるなり、亦非を爲すに非ざるなり、權は正なり。指を断ちて以て

擊を存するは、利の中に大を取り、害の中に小を取るなり。害の中に

小を取るは、害を取るに非ざるなり、利を取るなり。其の取る所の者

は、人の執る所なり。盜人に遇ひて指を断ちて以て身を免るるは、利

なり、其の盜人に遇ふは、害なり。指を断つと腕を断つと、天下を利

するに相若くときは、擇ぶこと無きなり。死生の利若くときは、一も

擇ぶこと無きなり。一人を殺して以て天下を存するは、一人を殺して

以て天下を利するに非ざるなり。己を殺して以て天下を存するは、是

れ己を殺して以て天下を利するなり。(於所體之中、而權輕重、之謂權。

權非爲是也、亦非爲非也、權正也。斷指以存擊、利之中取大、害之中

取小也。害之中取小也、非取害也、取利也。其所取者、人之所執也。

遇盜人而斷指以免身、利也、其遇盜人、害也。斷指與斷腕、利於天下

相若、無擇也。死生利若、一無擇也。殺一人以存天下、非殺一人以利

天下也、殺己以存天下、是殺己以利天下)

とあるのを引き、これも「死亡」との関わりの中で「權」を説いていると言ふ。しかし、『鹽鐵論』論儒篇に、

商君は法を革め教へを改むと雖も、志は國を強くし民を利するに存す。

鄒子の變化の術を作るも、亦仁義に歸す。管仲自ら貶損せられて以て

權を行ふは、時なり。故に小枉大直、君子は之を爲す。今經經然として一道を守るは、尾生の意を引く、即ち晉文の諸侯を譖はりて以て周

室を尊ぶは、道ふに足らず。而して管仲の耻辱を蒙りて以て亡を存す

るは、稱するに足らざるなり。(商君雖革法改教、志存於疆國利民。鄒子之作變化之術、亦歸於仁義。管仲自貶損以行權、時也。故小枉大直、君子爲之。今經經然守一道、引尾生之意、即晉文之謗諸侯以尊周室、不足道。而管仲蒙耻辱以存亡、不足稱也)

とあるのを引き、次第に「權」の本旨が失われていると言い、『後漢書』卷二十八桓譚馮衍列傳第十八上に、

衍聞く、順にして成す者は、道の大ぶ所なり。逆にして功ある者は、權の貴ぶ所なり。是の故に成す有らんことを期し、由る所を問はず、大體を論じ、小節を守らず。昔、逢丑父は軾に伏して其の君をして飲を取らしめ、諸侯に稱せらる。鄭の祭仲は突を立てて忽を出し、終に位に復らしむるを得、『春秋』に美とせらる。蓋し死を以て生に易へ、存を以て亡に易ふるは、君子の道なり。(衍聞、順而成者、道之所大也。逆而功者、權之所貴也。是故期於有成、不問所由、論於大體、不守小節。昔、逢丑父伏軾而使其君取飲、稱於諸侯。鄭祭仲立突而出忽、終得復位、美於春秋。蓋以死易生、以存易亡、君子之道也)

とあるのは、董仲舒の意と乖離するものであると言う。さらに、『後漢書』卷三十六列傳第二十六賈逵傳に、

祭仲、紀季、伍子胥、叔術の屬の如きに至りては、左氏の義は君父に深く、父羊は權變に任ずること多し」と。(至如祭仲、紀季、伍子胥、叔術之屬、左氏義深於君父、父羊多任於權變)

とあるのは、公羊は決して軽々しく「權」を言わぬものであるといふことを理解していないものだと言う。しかし、程子(『二程全書卷十六』)に、權の言たる、秤錘の義なり。何れの物をか權と爲す。義なり。(權之爲權を行ふは、時なり。故に小枉大直、君子は之を爲す。今經經然として一道を守るは、尾生の意を引く、即ち晉文の諸侯を譖はりて以て周

古今多く權字を錯用し、錢かに權を説く、便ち是れ變詐、或ひは權術

にして、權は只だ是れ經の及ばざる所の者なるを知らざるなり。權は輕重を量り、之をして義に合はしめて、錢かに義に合す、便ち是れ經なり。（古今多錯用權字、錢說權、便是變詐、或權術、不知權只是經所不及者、權量輕重、使之合義。錢合義、便是經也）

とあるのは、董仲舒の意と合うと言う。

また『校釋』は、『左傳』桓公十一年「九月、宋人執鄭祭仲」の条の杜預の注に、

祭は、氏なり。仲は、名なり。行人を稱せざるは、迫脅して以て君を逐ふを聽き、之を罪するなり。（祭、氏。仲、名。不稱行人、聽迫脅以逐君、罪之也）

とあり、また、その『正義』に、

祭仲の宋に如くは、會に非ず聘に非ず、誘はるるがために行人を以て命に應ず。節に死する能はず、僞を挾みて以て其の君を篡ふ、故に經、行人を稱せずして以て之を罪す。是れ仲を罪するの意を説く。（祭仲之如宋、非會非聘、與於見誘而以行人應命、不能死節、挾僞以篡其君、故經不稱行人以罪之。是説罪仲之意）

とあり、『公羊傳』と『左傳』とでは大きな隔たりがあるという。なお、『校釋』は、『淮南子』氾論訓に、

故に忤ひて後、合する者、之を權を知ると謂ひ、合して後、舛ふ者、之を權を知らずと謂ふ。權を知らざる者は、善反りて丑し。故に禮な

る者は、實の華にして僞の文なり。卒迫窮遯の中に方るや、則ち用ふる所无し。是の故に聖人は文を以て世に交はり、實を以て宜に從事す、

一述の途に結び、凝滯して化せんばあらず。是の故に事を敗ること少くして事を成すこと多く、號令、天下に行はれて、之を能く非とするもの莫し。（故忤而後合者、謂之知權、合而後舛者、謂之不知權。不知權者、善反丑矣。故禮者、實之華而僞之文也、方于卒迫窮遯之中也、

則无所用矣。是故聖人以文交于世、而以實從事于宜、不結于一迹之途、凝滯而不化。是故敗事少而成事多、號令行于天下、而莫之能非矣）

とあるのを引き、董仲舒の意と合うと言う。

⑥ 隠公が桓公のために立つたこと。その事情は、隱公元年「春、王正月」の条の『公羊傳』に、

公何を以て即位を言はざる。公の意を成せばなり。何ぞ公の意を成すや。公將に國を平らげて之を桓に反さんとす。曷爲れぞ之を桓に反す。桓は幼くして貴く、隱は長にして卑し。其の尊卑を爲すや微なり。國人は知る莫し。隱は長にして又賢なり。諸大夫は隱を抜きて之を立つ。隱、是に於いて立つを辭せば、則ち未だ桓の將に必ず立つを得んとするを知らざるなり。且つ如し桓、立たば、則ち諸大夫の幼君を相くる能はざるを恐るるなり。故に凡そ隱の立つは桓の爲に立つなり。（公何以不言即位。成公意也。何成乎公之意。公將平國而反之桓。曷爲反之桓。桓幼而貴、隱長而卑。其爲尊卑也微。國人莫知。隱長又賢。諸大夫拔隱而立之。隱於是焉而辭立、則未知桓之將必得立也。且如桓立、則恐諸大夫之不能相幼君也。故凡隱之立爲桓立也）

とある。盧文弨は、これも所謂「權」であると言う。

⑦ 襄公六年「十有二月齊侯滅萊」の条の『公羊傳』に、

曷爲れぞ萊の君出奔すと言はざる。國滅ふとき君之に死するは正なり。（曷爲不言萊君出奔。國滅君死之正也）

とある。

⑧ 「獲はるる者は之を絶つ」について、隱公六年「春、鄭人來りて平を輸る」の条の『公羊傳』に、

平を輸るとは何ぞ。平を輸すは猶ほ成を墮つがごときなり。何ぞ成を墮つと言ふ。其の成を敗ればなり。曰く、吾が成、敗るるなり。吾と鄭人と、成有る末きなり。吾と鄭人とは、則ち曷爲れぞ成有

る末きや。狐壻の戦ひにて、隱公獲とらへらる。然らば則ち何を以て戰ふと言はざる。獲へらるを諱めばなり。（輸平者何。輸平猶墮成也。何言乎墮成。敗其成也。曰、吾成敗矣。吾與鄭人、未有成也。吾與鄭人、則曷爲末有成。狐壻之戰、隱公獲焉。然則何以不言戰。諱獲也）

とあり、その何休『解詁』に、

人を稱して共國の辭なるは、來りて平を輸るは、獨り鄭を惡むのみなるかと嫌うたがへばなり。擅ほいきまに諸侯を獲へ、魯、難に死する能はず、皆當能死難、皆當絕之）

とある。『校釋』は、「絶」の意味として、桓公六年『公羊傳』に「曷爲絶之。賤也」とあり、孔廣森『公羊通義』が「絶つとは、諸侯に罪有るときは、當に其の世を絶つべし。（絶者、諸侯有罪、當絶其世）」と言うのを引く。

⑨ 蘇興は、莊公六年「衛侯朔入於衛」、僖公二十八年、三十一年（三十年の誤り）「衛侯鄭歸於衛」、哀公八年「歸邾婁子益于邾婁」は、いずれも「名」を書しているが、これらは国を失つたことによるものだと書う。

⑩ 「溷」は、乱れるの意。『校釋』は劉師培が「賈子『新書』道術篇に、『威に反して溷を爲す、溷、溷、誼同じ（反威爲溷、溷、溷誼同）』」と言うのを引き、「溷」は『説文』に「亂なり」とあるのを引く。今これに従う。

⑪ 「廉」は高潔なさま。蘇興は「潔なり」と言い、『韓非子』解老篇に「所謂廉なる者は、生死の命を必し、資財を輕恬するなり（所謂廉者、必生死之命也、輕恬資財也）」とあるのを引く。

⑫ 蘇興は『大戴禮』曾子制言篇に同じ文言が見える」とを指摘する。そこには、

生くるに辱しめを以てするは、死するに榮えを以てするに如かず。辱しめは避くべんば、之を避くるのみ。其の避くべからざるに及んでや、

君子は死を視ること歸するが」とし。父母の讐は、與に生を同じくせず。（生以辱、不如死以榮。辱可避、避之而巳矣。及其不可避也、君子視死若歸。父母之讐、不與同生）

とある。また『校釋』は、『禮記』儒行第四十一に、

儒に親しむべきも劫かすべからず、近づくべきも迫るべからず、殺すべきも辱しむべからざること有るなり。（儒有可親而不可劫也、可近而不可迫也、可殺而不可辱也）

とあるのを引く。

「辱」については、蘇興は『文選』江文通「建平王に詣りて書を上たげる」に、

下官聞く、名を虧かくを辱と爲す、形を虧かくは之に次ぐ。（下官聞、虧名爲辱、虧形次之）

とあり、注に引く『尸子』に、

衆は形を虧かくを以て辱と爲し、君子は義を虧かくを以て辱と爲す。（衆以虧形爲辱、君子以虧義爲辱）

とあるのを引く。

⑬ ここは、丑父ちゆうぶの行為をあらためて『春秋』の「春王正月」という書き方から再吟味し、どうあれば王たることができるかについて述べている。蘇興は、董仲舒「對冊」に、

臣謹んで『春秋』の文を案ざるに、王道の端を求め、之を正に得。正是王に次ぎ、王は春に次ぐ。春は、天の爲す所なり。王は、王の爲す所なり。其の意曰く、上は天の爲す所を承けて、下は以て其の爲す所を正す、王道の端を正すと云爾。（臣謹案春秋之文、求王道之端、得之於正。正次王、王次春。春者、天之所爲也。王者、王之所爲也。其意曰、上承天之所爲、而下以正其所爲、正王道之端云爾）

とあるのを引く。また蘇興は、『白孔六帖』一、孔傳に引く愈文俊の書に（な

お、以下に引用する文言は、『舊唐書』卷百九十一列傳百四十下文苑下「劉蕡」傳の文中に見える、

『春秋』は元を以て歳に加へ、春を以て王に加ふ、王者は當に天道を奉若して、以て其の始めを謹しむべきを明らかにするなり。又時を擧げて以て歳を終へ、月を擧げて以て時を終ふ。『春秋』は事無しと雖も、必ず首月を書して以て時を存す、王者は當に天道を奉若して、以て其の終はりを謹しむべきを明らかにするなり。王者は動作の始終、必ず天に法る。(春秋以元加於歲、以春加於王、明王者當奉若天道、以謹其始也。又舉時以終歲、舉月以終時。春秋雖無事、必書首月以存時、明王者當奉若天道、以謹其終也。王者動作始終、必法於天)

とおり、王應麟「六經天文篇」に引く胡氏が、
『春秋』は、文を立つるに述作を兼ぬ。按するに、舜典には元日を紀とし、商訓には元祀を稱し、此の經には元年を書す。いはゆる二帝を祖とし、三王を明らかにして、述べて作らざる者なり。正、王に次ぎ、王、春に次ぐは、乃ち法を立て、制を創る。裁するに聖心よりして、人に述ぶる所無き者なり。(春秋立文兼述作。按舜典紀元日、商訓稱元祀、此經書元年。所謂祖二帝、明三王、述而不作者也。正次王、王次春、乃立法創制。裁自聖心、無所述於人者)

と言い、また程子が、

春王正月を書するは、人君當に上は天時を奉じ、下は王正を承くるを示す。此の義に明らかなければ則ち王と天とは同じく大にして、人道立つを知る。周の正月は春に非ざるなり、天時を假りて以て義を立つるのみ。(書春王正月、示人君當上奉天時、下承王正。明此義則知王與天同大、而人道立矣。周正月非春也、假天時以立義耳)

と言い、また朱子の「張南軒に答ふる書」に、
書を以て之を考ふるに、凡そ月を書するもの、皆、時を著はさず。疑

ふらくは古史の事を記すの例、只だ此たしかくの如きのみ。孔子、『春秋』を作りに至りて、然る後に天の時を以て王の月に加へ、以て上は天の時を奉り、下は王の朔を正すの義を明かにす。而して春を建子の月に加ふれば、則ち夏の時を行ふの義も亦其の中に在り。(以書考之、凡書月皆不著時。疑古史記事例只如此。至孔子作春秋、然後以天時加王月、以明上奉天時、下正王朔之義。而加春於建子之月、則行夏時之義亦在其中)

とあるのを引く。蘇興は、「春」を「王」の上に置くのは、『春秋』の「天によつて君を屈する」意図もあると言ひ、程子が「夏の時を行う意志」にことよせているのは、『春秋』の意ではないという。朱子も程子の説に沿い、まだ改められていないものだとする。

(14) 「聽」は、さばく、おさめるの意。蘇興は「聽は、猶ほ治のごときなり」と言ひ、僖公二十八年「三月丙午、晉侯入曹、執曹伯、畀宋人」の条の『公羊傳』に、

界とは何ぞ。與なり。其の宋人に畀あたふと言へるは何ぞ。與へて之を聽きかしむるなり。(畀者何。與也。其言畀宋人何。與使聽之也)

とあり、成公十六年「九月晉人執季孫行父舍之于招丘」の条の『公羊傳』に、
此れ聽失の大なる者なり。(此聽失之大者也)

とあり、昭公十九年「冬葬許悼公」の条の『公羊傳』に、

是れ君子の止きとなり。(是君子之聽止也)

とあり、その何休『解詁』に「止の罪を聽治す(聽治止罪)」とあるのを引く。また『周禮』「小宰に、

以て官府の六計を聽く。(小宰以聽官府之六計)

とあり、その鄭玄注に「聽は、平治するなり」とあるのを引く。

(15) 「曾子曰」の言は、本節注(14)に引く『大戴禮』曾子制言篇の文を参照の

こと。

(16) 蘇興は、公羊は「祭仲」のことを用いて「權」について言い、董仲舒は「丑父」のことを用いて「權に相當することの難しさ」を明らかにしているのが本篇であると言う。『春秋』成公二年「秋七月齊侯使國佐如師。己酉及國佐盟于袁婁」の条の何休『解詁』に、

丑父、君に死するも之を賢とせざるは、經に大夫に使ひること有り、王法に於いて頃公は當に絶つべく、如し丑父を賢とすれば、是れ人の臣を賞して、其の君を絶てばなり。若し丑父を以ての故に、頃公を絶たざれば、是れ諸侯の戦に難に死する能はざるを開くなり。（丑父死君不賢之者、經有使乎大夫、於王法頃公當絶、如賢丑父、是賞人之臣、絶其君也、若以丑父故、不絶頃公、是開諸侯戰不能死難也）

とあるのは、正しく董仲舒の義を用いたものだという。

【現代語訳】

逢丑父は自分の身を殺して、その君主を生かした。どうして「權を知る」と言うことができないのか。丑父は晋を欺き、祭仲は宋を許し、どちらも正しいやり方を曲げてその君主を生存させた。そうではあるが丑父がした事は、祭仲より困難なことである。祭仲は賢とされるのに、それなのに丑父はなお責められるのは、どうしてか。

(答えて) 言う、是か非か分かちがたい点がここにはある。紛らわしいが、道理が同じではないことは、察しなければならない。いつたい位を去つて兄弟を避けるのは、君子がたいそう貴ぶことである。捕虜となり逃げ遁れた者は、君子がたいそう卑しむことである。祭仲はその君主を人がたいそう貴ぶところに置いて、その君主を生存させた。だから『春秋』は(祭仲を)「權を知る」となして賢とした。丑父はその君主を人がたいそう卑しむところにお

いて、その君主を生存させた。(だから)『春秋』は(丑父を)「權を知らない」となして簡略に扱っている。そのどちらも正しいやり方を曲げてその君主を生存させたことは互いに似通っている。(しかし)その君主を榮えさせるのと君主を辱めるのとは道理が同じではない。だから凡そ人が何か爲した場合、最初は正しいやり方を曲げて行つたとしても、最後に義に合致するときは、これを「權に中る」と言う。成就することができなかつたとしても、『春秋』は、これを善みする。魯の隱公、鄭の祭仲は、これにあたる。最初は正しいやり方でも最後に正しいやり方を曲げることがあれば、これを「邪道」と言う。成就することができたとしても、『春秋』は愛さない。齊の頃公、逢丑父は、これにあたる。そもそも大辱を冒して生存するのは、その情として楽しくない。だから賢人はしないのである。それなのに人々はこのことに疑念を抱く。

『春秋』は(それを)人としての義を知らないから疑つてゐるのだと考える。だから衆人に義を示して、「國が滅び、君主が殉死するのは、正義である」と言う。正義であるとは、天が人の性命を作つたことにおける正義である。天が人の性命を作つたのは、仁義を行い、恥ずべきことを恥ずかしいとさせるのである。鳥獸ながらに、とりあえず生き、とりあえず利を得るというだけではない。このために『春秋』は天の施しを推進して、人の道理に順う。この上なく尊いものはこの上ない辱羞に加えてはならないとして、それ故に獲われた者は、断絶した。この上ない辱めも同様に、この上ない尊位に加えてはならないとして、それ故に位に復帰したとしても君主であつてはならない。すでに国に戻り再び位に付いている者でも、『春秋』は、なお君主であつてはならないことを示す表現を用いる。ましてやその乱れてまさしく獲われて捕虜となつた場合はなおさらである。その正義という点では、君主ではないことは確定である。もし君主でないとすれば丑父はどうして權であろうか。だから三軍を欺いたのは、晋に対して大罪を犯したのであり、その頃公を免のば

したのは、齊において宗廟を辱しめたとするのである。こういうわけで困難であつたけれども『春秋』は愛さない。丑父の大義としては、頃公に「君がいいかげんであつたため諸侯を怒らせてしまつた。大いに礼を失つたのです。今、大辱を受けながら死ぬことができないのは、それは恥知らずであり、また罪を重ねるものでしよう。どうか一緒に死んで、宗廟を辱しめることなく、國家を羞しめる」とがありませんように」と言うのがよいのである。そうであればその身を落としたとしても、なお高潔の名誉があろう。その時は、死は生にも勝るのである。だから「君子たるもの、生きて辱しめを受けることは、死んで榮誉を得ることには及ばない」とは、正しくこのことを言つているのである。基準に基づいてこのことを論じると、丑父は、欺いたが權には当たらず、忠ではあるが義には当たらぬ。(仮に) そうではないとしてみよう。再び『春秋』をよく調べてみると、『春秋』が言葉を配置する場合、「王」を「春」と「正」の間に置く。(そのことは) 上は天の施しを奉り、下は人を正して、その後初めて王となれるのだと言つてゐるのではないか。今、善を善とし、惡を惡とし、榮誉を好み、恥辱を憎むという性質は、人が自ら生じ得たものではない。これは天の施しが人に内在しているものである。君子が人に内在している天の施しを用いて治めると、丑父は忠ではない。人に内在する天の施しは、人に潔白で恥を知ることころを持たせる。潔白で恥を知ることころを持つ者は、大いなる恥辱の中できることはない。大いなる恥辱は、君主の位を去り、捕えられて捕虜となることほどひどいものはないのである。曾子が言うに、「恥辱は、もし避けることができるのならばそれを避けるべきである。(しかし) 避けることができない状況に及んだときは、君子は死に對して帰趣するかのようにする」と。(これは) 頃公のような者の場合を言うのである。

春秋曰、鄭伐許、奚惡於鄭而夷狄之也。

曰、衛侯邀卒、鄭師侵之、是伐喪也。鄭與諸侯盟於蜀、以盟而歸諸侯、於是伐許。是叛盟也。伐喪無義、叛盟無信。無信無義、故大惡之。

問者曰、是君死、其子未踰年、有稱伯不子法辭、其罪何。

曰、先王之制、有大喪者、三年不呼其門。順其志之不在事也。書云、高宗諒闇、三年不言。居喪之義也。今縱不能如是、奈何其父卒未踰年、即以喪舉兵也。春秋以薄恩且施失其子心。故不復得稱子、謂之鄭伯、以辱之也。且其先君襄公伐喪叛盟、得罪諸侯。諸侯怒之未解、惡之未已。繼其業者、宜務善以覆之。今又重之、無故居喪以伐人。父伐人喪、子以喪伐人。父加不義於人、子施失恩於親、以犯中國。是父負故惡於前、己起大惡於後。諸侯果怒而憎之、率而俱至、謀共擊之。鄭乃恐懼去楚、而成蟲牢之盟、是也。楚與中國俠而擊之。鄭罷疲危亡、終身愁嘆。吾本其端、無義而敗、由輕心然。孔子曰、道千乘之國、敬事而信。知其爲得失之大也。故敬而慎之。今鄭伯既無子恩、又不熟計。一舉兵不當、被患不窮、自取之也。是以生不得稱子、去其義也。死不得書葬、見其窮也。曰、有國者視此。行身不放義、興事不審時、其(何)「禍」①如此爾。

【校記】

① 「何」 則師培、蘇輿に従い、「禍」に改める。

【書き下し文】

『春秋』曰く、「鄭、許を伐つ」と。奚ぞ鄭を惡んで之を夷狄とするや①。曰く、「衛侯邀卒」、「鄭師、之を侵す」②は、是れ喪を伐つなり。鄭と諸

侯とは蜀に盟ひ③、以てに盟ひて諸侯を歸し、是に於いて許を伐つは、是れ盟に叛くなり。喪を伐つは義無く、盟に叛くは信無し。信無く義無し、故に大いに之を惡む。

問ふ者曰く、「是れ君死して、其の子未だ年を踰えざるに、有た伯と稱して

子とせざの法辭④、其の罪するは何ぞ」と。

曰く、先王の制、大喪有る者は、三年其の門より呼ばず。其の志の事に在らざるに順ふなり⑤。書に云ふ、「高宗諒闇、三年言はず」⑥と。喪に居るの義なり。今縦ひ是の如くなる能はざるも、奈何ぞ其の父卒して未だ年を踰え

ざるに、即ち喪を以て兵を擧ぐるや。『春秋』は恩薄くして且つ其の子の心を施失する⑦を以て、故に復た子と稱するを得ず、之を鄭伯と謂ひて、以て之を辱しむるなり⑧。且つ其の先君襄公は喪を伐ち盟に叛き、罪を諸侯に得。

諸侯之を怒りて未だ解けず、之を惡みて未だ已まらず。其の業を繼ぐ者は、宜しく善を務めて以て之を覆ふべし。今又之を重ね、故無くして喪に居りて以て人を伐つ。父は人の喪を伐ち、子は喪を以て人を伐つ。父は不義を人に加へ、子は失恩を親に施して、以て中國を犯す。是れ父は故惡を前に負ひ、己は大惡を後に起こす。諸侯果して怒りて之を憎み、率ゐて俱に至り、謀りて共に之を擊つ。乃ち恐懼して楚を去りて、蟲牢の盟を成す⑨は、是れなり。

楚と中國と俠みて之を擊ち⑩、鄭は罷疲危亡し、終身愁暮す⑪。吾、其の端を本ぬるに、義無くして敗れ、輕心に由りて然るなり。孔子曰く、「千乘の國を行はんと欲するが故に之を狄とす」とい、徐彥疏に、「諸夏の稱は、國しみて之を眞しむ。今鄭伯既に子の恩無く、又熟計せず。一たび兵を擧げて當たらず、患を被むること窮まらず、自ら之を取るなり。是を以て生きて子と稱するを得ざるは、其の義を去ればなり。死して葬を書するを得ざるは、其の窮まるを見すなり⑫。曰く、國を有する者は此に視へ、身を行ひて義に放らば⑬、事を興して時を審かにせざれば、其の禍、此の如きのみ。

【注】

① 「鄭伐許」は、『春秋』成公三年の条。その何休『解詁』に、

之を鄭と謂へるは、鄭の襄公、楚と心を同じくし、數しば諸夏を侵伐す、此れよりの後、中國、盟會已むこと無く、兵革數しば起こり、夷狄、比周して燕を爲すを惡む、故に之を夷狄とす。（謂之鄭者、惡鄭襄公與楚同心、數侵伐諸夏、自此之後、中國盟會無已、兵革數起、夷狄比周爲燕、故夷狄之）

とある。これによれば、鄭の襄公が、楚と一つになつてしばしば諸夏を侵伐したため、以後、中國では盟會がやむときがなく、戦争が頻発し、夷狄が徒党を組むようになった、「このことを惡んで鄭を夷狄とした」という。

なお、この「春秋曰、鄭伐許、奚惡於鄭而夷狄之也」と同類の問い合わせ、『繁露』「楚莊王第一」にも、「春秋曰、晉伐鮮虞。奚惡乎晉而同夷狄也」と見える。拙著『春秋繁露』訳注稿 楚莊王・玉杯篇（香川高等専門学校研究紀要第2号 二〇一年 坂本具償・財木美樹）「楚莊王第一」第三節注①に、

『春秋』昭公十二年経に、

楚子、徐を伐つ。晉、鮮虞を伐つ。（楚子伐徐。晉伐鮮虞）

とあり、その何休『解詁』に、「晉、大いには諸侯を縦じて、之を先んずるに博愛を以てせすして、先づ同姓を伐ち、親親より起り、以て威を立て霸王を行はんと欲するが故に之を狄とす」とい、徐彥疏に、「諸夏の稱は、國に連ねて爵を稱す。今單に晉と言ひ、夷狄の號と作す」という。つまり本来ならば「晉侯」というべきところを單に「晉」とのみいつたのは、晉と同じ姫姓の國である鮮虞を伐つという晉の行為が、中國の諸侯にあるまじきものだったので、晉を夷狄とみなして「晉」とのみ書いたのである。

と書いた。本篇の「鄭伐許」も同様で、本来「鄭伯」と言うべきところを、「鄭」とのみ書いて夷狄とみなしているのである。因みに、『穀梁傳』成公

三年「鄭伐許」の条の范甯注にも、

鄭、楚に従ひて衛の喪を伐ち、又諸侯の盟に叛く。故に之を狄とす。(鄭從楚而伐衛之喪、又叛諸侯之盟。故狄之)とある。

②『春秋』成公二年の經に「庚寅、衛侯速卒」、同年「冬、楚師、鄭師侵衛」と見える。

③「蜀」での盟は、『春秋』成公二年の經に「丙申、公及楚人、秦人、宋人、陳人、衛人、鄭人、齊人、曹人、邾婁人、薛人、鄆人盟于蜀。」と見える。

④『春秋』成公四年の經に「三月壬申、鄭伯堅卒」とあり、年が改まらないその同年冬の經に「鄭伯伐許」とあり、「鄭伯」と表現している。その何休『解詁』に、

未だ年を踰えざるの君なるも伯と稱するは、時に成君の位を樂しみ、親自ら許を伐つ、故に其の意の如くして以て其の惡なるを著はず。(未踰年君稱伯者、時樂成君位、親自伐許、故如其意以著其惡)

とあり、喪中でありながら挙兵したことの惡を明らかにしているのだと云う。「法辭」は、『春秋』の法による表現」と訳した。蘇興が「案するに、禮、既に葬りて子と稱し、年を踰えて伯と稱す。今、變じて伯と稱するは、是れ法辭なり」と言い、また、冒廣生『校釋』引)は『法』は、『春秋』の法なり。『辭』とは、『春秋』の伯と稱して子とせざるの辭なり」と言つのに従う。

また、蘇興は、『通典』卷九十三に引く許慎『五經異義』に、

諸侯の未だ年を踰えざるもの、朝會に出づると會に出でざると何をか稱する。春秋公羊説に云ふ、「諸侯の未だ年を踰えざるものは境を出でず、國中に在るときは子と稱し、王事を以て出づるときも亦子と稱す、王事に非ずして會に出づるときは、^{とも}同じ父の位に安んじて、子を稱せず。鄭伯、許を伐つにて、未だ年を踰えざるに、本爵を以てすれば、

子たらざるを譏るなり」と。左氏説にては、「諸侯の未だ年を踰えざるもの、國內に在りては子と稱し、王事を以て出づるときは則ち爵を稱す。王事に詘し、敢へて其の私恩を伸べず。鄭伯、許を伐つは是れなり」と。(諸侯未踰年出朝會與不。出會何稱。春秋公羊説云、諸侯未踰年不出境、在國中稱子、以王事出亦稱子、非王事而出會、同安父位、不稱子。鄭伯伐許、未踰年、以本爵、譏不也。左氏説、諸侯未踰年、在國內稱子、以王事出則稱爵。詘於王事、不敢伸其私恩、鄭伯伐許は也)

とあり、また『通典』卷九十三に引く鄭玄『駁五經異義』に、

鄭玄駁して云ふ、「昔、武王、父の業を卒へ、既に喪を除き、出でて孟津の上に至りて、猶ほ太子と稱するは、是れ孝と爲すなり。今未だ喪を除かずして出でて爵を稱するは、是れ武王の義と反す。春秋僖九年春三月丁丑、宋公禦説卒す。夏、公、宰周公、齊侯、宋子、衛侯、鄭伯、許男、曹伯に葵丘に會す。宋子は即ち年を踰ゆるの君也、出でて天子の大夫と會するは、是れ王事にして子と稱するに非ずや。」(鄭玄駁云、「昔武王卒父業、既除喪、出至孟津之上、猶稱太子者、是爲孝也。今未除喪而出稱爵、是與武王義反矣。春秋僖九年春三月丁丑、宋公禦説卒。夏、公會宰周公、齊侯、宋子、衛侯、鄭伯、許男、曹伯於葵丘。宋子即踰年君也、出與天子大夫會、是非王事而稱子邪)

とあるのを引く。

⑤「大喪有る者は、三年其の門より呼ばず」については、『春秋』宣公元年の經『晉放其大夫胥甲父于衛』の『公羊傳』に、

古へ臣に大喪有れば、則ち君は三年、其の門より呼ばず。已に練すれば以て弁冕し、金革の事に服すべし。君、之を使ふは非なり、臣、之を行ふは禮なり。閔子は要經して事に服し、既にして曰く、「此くの」ときか、古の道、人の心に即せず」と。退きて仕を致す。孔子は蓋しき

之を善みするなり。（古者臣有大喪、則君三年不呼其門。已練可以弁冕、服金革之事。君使之非也、臣行之禮也。閔子要經而服事、既而曰若此乎古之道不即人心。退而致仕。孔子蓋善之也）

とある。

また蘇軾は、『白虎通』喪服篇に、

臣下に大喪有れば、其の門より呼ばざるは、其の孝道を終うし、其の大禮を成すを得しむるなり。（臣下有大喪、不呼其門者、使得終其孝道、成其大禮）

とおり、『鹽鐵論』未通篇に、

古へ大喪有る者、居ること三年、其の門より呼ばざるは、其の孝道に

通じ、其の哀戚之心を遂げしむるなり。君子の重んじて自ら盡くす所の者は、其れ惟だ親の喪のみなるか。（古有大喪者、居三年不呼其門、通其孝道、遂其哀戚之心也。君子之所重而自盡者、其惟親之喪乎）

とあり、さらに『後漢書』陳忠傳疏に、

先聖は人情に縁りて其の節を著はし、服を制すること二十五月。是を以て『春秋』に「臣に大喪有れば、君は三年、其の門に呼ばず。閔子は要經して事に服して、以て公難に赴くと雖も、退きて位を致して、以て私恩を究む。故に稱す、君の之を使ふは非なり、臣の之を行ふは禮なり」と。周室、陵遲して、禮制、序あらず、蓼莪の人、詩を作りて自ら傷みて曰く、「瓶の罄くる、惟れ罍の恥なり」と。言ふ「」とは、

己、子の道を終竟するを得ざるは、亦上の恥なり。（先聖緣人情而著其節、制服二十五月。是以春秋臣有大喪、君三年不呼其門。閔子雖要經、服事以赴公難、退而致位、以究私恩。故稱、君使之非也、臣行之禮也。周室陵遲、禮制不序、蓼莪之人作詩自傷曰、瓶之罄矣、惟罍之恥。言己不得終竟子道者、亦上之恥也）

とあるのを引く。なお『校釋』は、さらに『説苑』修文篇に、

古へ、親葬有る者は、其の門より呼ばず。（古有親葬者、不呼其門）とあるのを引く。

⑥ 「高宗諒闇、三年言はず」については、全くの同文は今の『書經』には見当らないが、類似の表現が「無逸」篇に、

其れ高宗に在りては、時れ舊しく外に勞し、爰に小人と・にす、其の位に即くに作びて、乃ち亮陰にして、三年言はざる或り。（其在高宗、時舊勞于外、爰・小人、作其即位、乃或亮陰、三年不言）読みは、池田末利氏（集英社『全釈漢文大系 尚書』）に従う。

とある。『校釋』は、表現は同じではないとしつつ、『偽古文尚書』説命上に、

王、憂ひに亮陰に宅ること三祀。（王宅憂亮陰三祀）読みは、池田末

利氏（集英社『全釈漢文大系 尚書』）に従う。

とあるのを引く。なおこの書經の言葉は、その他諸書に引用されている。

『校釋』は、『禮記』喪服四制に、

書に曰く、「高宗諒闇、三年言はず」とは、之を善みするなり。王者は此の禮を行はざるもの莫し。何を以て獨り之を善みするや。曰く「高宗は、武丁なり。武丁は、殷の賢王なり」と。（書曰、高宗諒闇、三年不言、善之也。王者莫不行此禮。何以獨善之也。曰、高宗者、武丁。武丁者、殷之賢王也）

とあり、『論語』憲問篇に、

子張曰く、書に云ふ、高宗諒闇、三年言はずと、何の謂ひぞや。子曰く、何ぞ必ずしも高宗のみならんや。古の人は皆然り。君薨すれば、百官己を總べ、以て冢宰に聽くこと三年と。（子張曰、書云、高宗諒闇、三年不言、何謂也。子曰、何必高宗。古之人皆然。君薨、百官總己、以聽於冢宰三年）

とあり、『史記』魯周公世家に、

其れ高宗に在りては、久しく外に勞し、爲ために小人と與ともにし、其の位に即くを作すや、乃ち亮闘有り、三年言はず。（其在高宗、久勞于外、為與小人、作其即位、乃有亮闘、三年不言）

とあるのなどを引く。また、さらに蘇興は、『白虎通』爵篇に、尚書に曰く、高宗諒闇三年とは、是れなり。論語に曰く、君薨すれば、百官己を總べて冢宰に聽く」と三年と。孝子の心に縁れば、則ち三年當たるに忍びざるなり。故に三年にして喪を除し、乃ち即位して事を統べ、踐祚して主と爲り、南面して臣下を朝せしめ、王を稱して以て號令を發するなり。故に天子諸侯、凡そ三年にして即位するは、終始の義乃ち備はる。諒闇三年なる所以は、孝子の道を卒ふるなり。（尚書曰、高宗諒闇三年、是也。論語曰、君薨、百官總己聽于冢宰三年。縁孝子之心、則三年不忍當也。故三年除喪、乃即位統事、踐祚爲主、南面朝臣下、稱王以發號令也。故天子諸侯、凡三年即位、終始之義乃備。所以諒闇三年、卒孝子之道）

とあるのを引く。また『春秋』文公九年「春毛伯來求金」の條の『公羊傳』に「縁孝子之心、則三年不忍當也」とあり、その何休『解詁』に、孝子は三年、志、思慕するに在り、父の位に當たるに忍びず。故に即位すと雖も、猶ほ其の封内に於いては、三年、子と稱す。子張曰く、書に云ふ、高宗涼闇、三年、言はずとは、何の謂ひぞや。孔子曰く、何ぞ必ずしも高宗のみならん、古の人は皆然り。君薨すれば、百官、己を總べて、以て冢宰に聽く」と三年、と。（孝子三年、志在思慕、不忍當父位。故雖即位、猶於其封内、三年稱子。子張曰、書云、高宗涼闇、三年不言。何謂也。孔子曰、何必高宗、古之人、皆然。君薨、百官總己、以聽冢宰三年）

とある。

「諒闇」は、喪中の仮住まいの小屋。蘇興が鄭玄注『論語』に「諒闇は、喪廬なり」とあるのを引く。

⑦ 「施失」は、廢失の意とし、ここは「子としての心を廢失している」の意としておく。愈樾が「施」は讀みて『弛』と爲す、古字通用す。『禮記』樂記篇に、『庶民、政を弛む（庶民弛政）』、『釋文』に曰く、「弛は廢なり（弛、廢也）」、然らば則ち、『弛失其子心』は、『廢失其子心』なり」と言うのに従う。『校釋』は、『論語』微子篇に「君子は其の親を弛てず（君子不弛其親）」とあり、朱熹の注に「弛は遺棄するなり」とあるのを引き、「施失」、「喪失」の意味に解して通じると言う。

⑧ 蘇興は、鄭伯には子たらざる心が有つたが故に、その意のよう「鄭伯」と表現して辱しめたのだと言い、『春秋』隱公三年の經「秋武氏子來求聘」の條の『公羊傳』に「何ぞ譏る。父卒し、子は未だ命ぜられざりなり」（何譏爾。父卒、子未命也）とあり、その何休『解詁』に、

時に大夫を世よにすと雖も、孝子の心に縁れば便かなち父の位に當たるに忍びず、故に古に順ひて先づ一年を試し、乃ち宗廟に命ぜらる。武氏の子、父新たに死して未だ命ぜられず、而よるに便ち大夫と爲りて、父子の恩に薄し、故に氏を稱して子と言ひ、未だ命ぜられざるを見して以て之を譏る。（時雖世大夫、縁孝子之心不忍便當父位、故順古先試一年、乃命於宗廟。武氏子父新死未命、而便爲大夫、薄父子之恩、故稱氏言子、見未命以譏之）

とあるのを引く。

⑨ 「蟲牢の盟」のことは、『春秋』成公五年の條に、「十有一月己丑、公會晉侯、齊侯、宋公、衛侯、鄭伯、曹伯、邾子、杞伯、同盟于蟲牢」とある。その杜預の注に、「蟲牢は鄭の地なり。陳留の封丘縣の北に桐牢有り。」（蟲牢、鄭地。陳留封丘縣北有桐牢）とある。

⑩ 楚と中國とが、鄭を伐つことは、『春秋』成公六年秋の條に「楚公子嬰齊帥師伐鄭」とあり、また「冬、晉樂書帥師侵鄭」とある。ただ、『左氏傳』

『穀梁傳』では、「冬、晉樂書帥師救鄭」とある。

(11) 「事」は、罪の意。張之純(『校釋』引)は、『爾雅』釋詁の旧注に、

禮義の罪を事と曰ふ。鄭伯、父子の親を蔑ろにし、喪を以て伐つ、故に身を終ふるまで禮義の罪を抱く。(禮義之罪曰事。鄭伯蔑父子之親、以喪伐、故終身抱禮義之罪)

とあるのを引く。「これによれば、礼にもとつた場合の罪を「事」と言う。喪中でありながら挙兵した鄭伯は、父子間の親しみを蔑ろにしたわけである。

(12) 孔子の言葉は、『論語』學而篇に見える。

(13) 鄭伯の死は、『春秋』成公六年に「鄭伯費卒」とある。ただその「葬を書するを得ず」ということについては、「ここでは「其の窮まるを見すなり」と解するが、何休『解詁』には、

葬を書せざるは、中國の爲に諱む。蟲牢の盟、約して彊楚に備ふるに、楚、鄭の喪を伐つも、救ふ能はず、晉又之を侵す。故に葬を去りて、喪を伐つに非ざるが」とくせしむ。(不書葬者、爲中國諱。蟲牢之盟、約備彊楚、楚伐鄭喪、不能救、晉又侵之。故去葬、使若非伐喪)

とあって、楚が喪中の鄭を伐つたが、中国諸侯は救うことができず、しかも晋までが鄭を侵したため、「葬」を書かずに、喪中の国を伐つたのではないかのようにしたと言い、岩本憲司氏(『春秋公羊傳何休解詁』頁三五三、汲古書院、一九九三年)が指摘するように、本篇とは解釈が異なる。なお岩本氏が底本とする『繁露』では、「其の窮まるを見すなり」が「其の罪を見すなり」となっている。いずれにしても何休『解詁』とは解釈が異なる。

蘇輿は、孔廣森『公羊通義』に、

鄭の襄公、華に背きて楚に附く、之を賤しみて曰く、「鄭、許を伐つ」

と。「吳、郊を伐つ」、「狄、晉を伐つ」と、文以て異なる無し。其の子衰絰、戎を興すに至りては、則ち正しく之を言ひて「鄭伯、許を伐つ」

と曰へるは、以て貶絰を待たずと爲すのみ、第だ未だ之を狄とするの顯なるには若かざるなり。故に襄公には葬を書し、悼公には葬を書せず。其の葬いふは、猶ほ之の突のごときなり。其の葬いはざるは、猶ほ前の接、後の輪、而して葬の腕の」ときなり。(鄭襄公背華附楚、賤之曰「鄭伐許」、與「吳伐鄭」、「狄伐晉」、文無以異。至其子衰絰戎、則正言之曰、「鄭伯伐許」、以爲不待貶絰爾、第未若狄之之顯也。故襄公書葬、悼公不書葬。其葬、猶之突也。其不葬也、猶前之接、後之、而葬之腕也)

とあるのを引く。

(14) 「放」は、依る、基づくの意。蘇輿が『論語集解』に引く孔安国が、「放は依なり(放、依也)」とあるのを引く。今、これに従う。

【現代語訳】

『春秋』に言う、「鄭、許を伐つ」と。どうして鄭を憎んで夷狄扱いするのか。

言う、「衛侯邀卒し」、「鄭師、之を侵す」は、喪中の国を伐つたものである。鄭と諸侯とは蜀で盟約し、すでに盟約し終わって諸侯を帰したあと、そこで許を伐つことは、盟約に背くものである。喪中の国を伐つのは正義が無く、盟約に背くのは信用が無い。信用も無く正義も無い、だから大いにこれを憎むのである。

質問者が言う、「ここは、君主が死に、その子がまだ年が改まらないうちに伯と称して子としないという『春秋』の法による表現が使われている。その罪は何か。」

言う、先王の制では、大喪が有る者は、三年の間、その門から呼びよせない。從事する気にならないその思いに沿うのである。『書』に云う、「高宗諒

閑、三年言はず（高宗は、喪中の仮住まいの小屋にいて、三年間ものを言わなかつた）」と。（それは）喪に居るということを意味したものである。今、たとえここまでできなくても、どうして自分の父が死に、まだ年が改まらないうちに、すぐさま喪中でありながら兵を挙げたのか。『春秋』は、恩が少なくかつ、その、子としての心を廢失していることから、ふたたび子と称することができず、鄭伯と称して辱しめたのである。しかもその先君襄公は喪中の人を伐ち盟約に背いて、罪を諸侯に得た。諸侯はその怒りをまだ解かず、まだ憎むことを止めない。その業を繼ぐ者は、善に務めてこのことをおおいからすのがよい。（ところが）今、さらにまた繰り返し、理由もなく喪中にありながら人を伐つ。父は喪中の人を伐ち、子は喪中でありながら人を伐つ。父は人に對して不義の行爲をし、子は親に對して恩を失う行爲をして中国を犯した。父は以前旧悪を背負い込み、己は後に大惡を引き起こしたのである。諸侯は当然のことと怒つてこれを憎み、兵を率いてともにやつて来て、共謀してこれを撃つた。すると（鄭は）恐懼して楚を去り、蟲牢の盟を成したのは、こういう事情である。楚と中国とが鄭を挟み撃ちにし、鄭は疲弊し、危うく滅亡しそうになり、終身、罪を蒙えた。私がその発端にさかのぼつてみると、正義も無く敗り、軽はずみな心によつてそくなつたのである。孔子が言う、「千乗の国を導くには、事をつつしんで行い、信用されよ」と。その得失の大きいことを知つていた。だからつつしんで慎重に行うのである。今、鄭伯には既に子として親に對する恩が無く、さらにまたよくよく計略も立てなかつた。一たび挙兵したが道理にはずれ、限りなく災患を被むつた、（それは）自らがそれを引き寄せたのである。こういうわけで生きて子と称することができなかつたのは、その正義を失つたからである。死んでも葬を書き記すことができなかつたのは、その窮まつてしまつたことを示したのである。言う、国家を有する者は以上のことに引き比べ、行動するのに正義に基づかず、事を始める場合にしかるべき時を知らなければ、その災禍はこのようになるのである。